

官報

号外

昭和二十七年七月二十三日

第十三回 参議院會議錄第六十八号

昭和二十七年七月二十三日(水曜日)午前十時三十二分開議

議事日程 第六十九号

昭和二十七年七月二十三日

午前十時開議

第一 警察官等に協力援助した者の災害給付に関する法律案(衆議院提出)

第二 自治庁設置法案(内閣提出、衆議院送付)

第三 自治庁設置法の施行に伴う関係法令の整理に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第四 郵政省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第五 郵政省設置法の一部改正に伴う関係法令の整理に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第六 昭和二十七年七月二十三日(水曜日)午前十時三十二分開議

第七 小笠原諸島の帰属に関する請願 (委員長報告)
第八 講和会議協力国代表を貴賓として招請するの請願 (委員長報告)
第九 在外同胞引揚促進等に関する請願 (委員長報告)
第一〇 在外同胞引揚促進に関する請願 (委員長報告)
第一一 戦犯者の内地送還等に関する請願 (委員長報告)
第一二 阿蘇北部、外輪山一帯の米軍演習地使用調達反対に関する請願 (委員長報告)
第一三 爆撃演習地の施設地域指定除外に関する請願 (委員長報告)
第一四 千島列島の帰属に関する陳情 (委員長報告)
第一五 真珠貝採取事業に関するオーストラリア政府と漁業條約早期締結交渉の陳情 (委員長報告)
第一六 沖縄に在外事務所設置の陳情 (委員長報告)
第一七 海外抑留戦犯者の内地送還等に関する陳情 (委員長報告)

議長(佐藤尚武君) 諸般の報告は朗読を省略いたします。

一昨二十一日議長において、左の常任委員の辞任を許可した。

内閣委員 横尾 龍君
地方行政委員 堀 末治君
法務委員 長谷山行毅君
大蔵委員 高橋龍太郎君
同 高橋龍太郎君
労働委員 高橋龍太郎君
同 高橋龍太郎君

同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。

内閣委員 長谷山行毅君
地方行政委員 堀 末治君
法務委員 横尾 龍君
大蔵委員 高橋龍太郎君
同 高橋龍太郎君
労働委員 高橋龍太郎君
同 高橋龍太郎君

同日議長において、左の常任委員の補欠を左の通り指名した。

内閣委員 長谷山行毅君
地方行政委員 堀 末治君
法務委員 横尾 龍君
大蔵委員 高橋龍太郎君
同 高橋龍太郎君
労働委員 高橋龍太郎君
同 高橋龍太郎君

同日議長において、左の常任委員の補欠を左の通り指名した。

内閣委員 長谷山行毅君
地方行政委員 堀 末治君
法務委員 横尾 龍君
大蔵委員 高橋龍太郎君
同 高橋龍太郎君
労働委員 高橋龍太郎君
同 高橋龍太郎君

同日議長において、左の常任委員の補欠を左の通り指名した。

内閣委員 長谷山行毅君
地方行政委員 堀 末治君
法務委員 横尾 龍君
大蔵委員 高橋龍太郎君
同 高橋龍太郎君
労働委員 高橋龍太郎君
同 高橋龍太郎君

同日議長において、左の常任委員の補欠を左の通り指名した。

内閣委員 長谷山行毅君
地方行政委員 堀 末治君
法務委員 横尾 龍君
大蔵委員 高橋龍太郎君
同 高橋龍太郎君
労働委員 高橋龍太郎君
同 高橋龍太郎君

警察官等に協力援助した者の災害給付に関する法律案可決報告書

同日左の質問主意書を内閣に転送した。

南西諸島の領土権回復に関する質問主意書(島清君提出)

同日修正議決した衆議院送付の左の内閣提出案は、即日これを衆議院に回付した。

行政官庁設置法の一部を改正する法律案

労働官庁設置法の一部を改正する法律案

文部省設置法の一部を改正する法律案

厚生省設置法の一部を改正する法律案

建設省設置法の一部を改正する法律案

法制局設置法案

調達庁設置法の一部を改正する法律案

法務府設置法等の一部を改正する法律案

同日本院は、左の衆議院提出案を可決した旨衆議院に通知した。

消防法の一部を改正する法律案

同日衆議院議長から、左の法律の公布を要した旨の通知書を受領した。

消防法の一部を改正する法律案

同日内閣から左の報告書を受領した。

広島平和記念都市建設事業進捗状況報告書

同日内閣から左の報告書を受領した。

同日本院は、左の衆議院提出案を可決した旨衆議院に通知した。

消防法の一部を改正する法律案

同日衆議院議長から、左の法律の公布を要した旨の通知書を受領した。

消防法の一部を改正する法律案

同日内閣から左の報告書を受領した。

同日本院は、左の衆議院提出案を可決した旨衆議院に通知した。

消防法の一部を改正する法律案

長崎国際文化都市建設事業進捗状況報告書

昨日二十一日議長において、左の常任委員の辞任を許可した。

内閣委員 長谷山行毅君
法務委員 横尾 龍君
同 横尾 龍君
外務委員 堀 末治君
文部委員 川上 嘉市君
同 川上 嘉市君
経済安定委員 愛知 揆一君
同 愛知 揆一君
予算委員 宮本 邦彦君
同 宮本 邦彦君
決算委員 工藤 鐵男君
同 工藤 鐵男君
議院運営委員 高橋龍太郎君
懲罰委員 高橋龍太郎君
同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。

内閣委員 愛知 揆一君
法務委員 川上 嘉市君
同 川上 嘉市君
外務委員 長谷山行毅君
文部委員 中山 福蔵君
同 中山 福蔵君
経済安定委員 草薙 隆圓君
同 草薙 隆圓君
予算委員 横尾 龍君
同 横尾 龍君
決算委員 田方 進君
同 田方 進君
議院運営委員 工藤 鐵男君
懲罰委員 高橋龍太郎君
同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。

内閣委員 高橋龍太郎君
法務委員 高橋龍太郎君
同 高橋龍太郎君
外務委員 高橋龍太郎君
文部委員 高橋龍太郎君
同 高橋龍太郎君
経済安定委員 高橋龍太郎君
同 高橋龍太郎君
予算委員 高橋龍太郎君
同 高橋龍太郎君
決算委員 高橋龍太郎君
同 高橋龍太郎君
議院運営委員 高橋龍太郎君
懲罰委員 高橋龍太郎君
同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。

内閣委員 高橋龍太郎君
法務委員 高橋龍太郎君
同 高橋龍太郎君
外務委員 高橋龍太郎君
文部委員 高橋龍太郎君
同 高橋龍太郎君
経済安定委員 高橋龍太郎君
同 高橋龍太郎君
予算委員 高橋龍太郎君
同 高橋龍太郎君
決算委員 高橋龍太郎君
同 高橋龍太郎君
議院運営委員 高橋龍太郎君
懲罰委員 高橋龍太郎君
同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。

内閣委員 高橋龍太郎君
法務委員 高橋龍太郎君
同 高橋龍太郎君
外務委員 高橋龍太郎君
文部委員 高橋龍太郎君
同 高橋龍太郎君
経済安定委員 高橋龍太郎君
同 高橋龍太郎君
予算委員 高橋龍太郎君
同 高橋龍太郎君
決算委員 高橋龍太郎君
同 高橋龍太郎君
議院運営委員 高橋龍太郎君
懲罰委員 高橋龍太郎君
同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。

内閣委員 高橋龍太郎君
法務委員 高橋龍太郎君
同 高橋龍太郎君
外務委員 高橋龍太郎君
文部委員 高橋龍太郎君
同 高橋龍太郎君
経済安定委員 高橋龍太郎君
同 高橋龍太郎君
予算委員 高橋龍太郎君
同 高橋龍太郎君
決算委員 高橋龍太郎君
同 高橋龍太郎君
議院運営委員 高橋龍太郎君
懲罰委員 高橋龍太郎君
同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。

内閣委員 高橋龍太郎君
法務委員 高橋龍太郎君
同 高橋龍太郎君
外務委員 高橋龍太郎君
文部委員 高橋龍太郎君
同 高橋龍太郎君
経済安定委員 高橋龍太郎君
同 高橋龍太郎君
予算委員 高橋龍太郎君
同 高橋龍太郎君
決算委員 高橋龍太郎君
同 高橋龍太郎君
議院運営委員 高橋龍太郎君
懲罰委員 高橋龍太郎君
同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。

内閣委員 高橋龍太郎君
法務委員 高橋龍太郎君
同 高橋龍太郎君
外務委員 高橋龍太郎君
文部委員 高橋龍太郎君
同 高橋龍太郎君
経済安定委員 高橋龍太郎君
同 高橋龍太郎君
予算委員 高橋龍太郎君
同 高橋龍太郎君
決算委員 高橋龍太郎君
同 高橋龍太郎君
議院運営委員 高橋龍太郎君
懲罰委員 高橋龍太郎君
同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。

内閣委員 高橋龍太郎君
法務委員 高橋龍太郎君
同 高橋龍太郎君
外務委員 高橋龍太郎君
文部委員 高橋龍太郎君
同 高橋龍太郎君
経済安定委員 高橋龍太郎君
同 高橋龍太郎君
予算委員 高橋龍太郎君
同 高橋龍太郎君
決算委員 高橋龍太郎君
同 高橋龍太郎君
議院運営委員 高橋龍太郎君
懲罰委員 高橋龍太郎君
同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。

内閣委員 高橋龍太郎君
法務委員 高橋龍太郎君
同 高橋龍太郎君
外務委員 高橋龍太郎君
文部委員 高橋龍太郎君
同 高橋龍太郎君
経済安定委員 高橋龍太郎君
同 高橋龍太郎君
予算委員 高橋龍太郎君
同 高橋龍太郎君
決算委員 高橋龍太郎君
同 高橋龍太郎君
議院運営委員 高橋龍太郎君
懲罰委員 高橋龍太郎君
同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。

内閣委員 高橋龍太郎君
法務委員 高橋龍太郎君
同 高橋龍太郎君
外務委員 高橋龍太郎君
文部委員 高橋龍太郎君
同 高橋龍太郎君
経済安定委員 高橋龍太郎君
同 高橋龍太郎君
予算委員 高橋龍太郎君
同 高橋龍太郎君
決算委員 高橋龍太郎君
同 高橋龍太郎君
議院運営委員 高橋龍太郎君
懲罰委員 高橋龍太郎君
同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。

昭和二十七年七月二十三日 参議院會議第六十八号 會議 防空演習に関する緊急質問

同日委員長から左の報告書を提出した。

昭和二十七年七月二十三日 参議院會議第六十八号 會議 防空演習に関する緊急質問

同日委員長から左の報告書を提出した。

昭和二十七年七月二十三日 参議院會議第六十八号 會議 防空演習に関する緊急質問

同日委員長から左の報告書を提出した。

昭和二十七年七月二十三日 参議院會議第六十八号 會議 防空演習に関する緊急質問

同日委員長から左の報告書を提出した。

昭和二十七年七月二十三日 参議院會議第六十八号 會議 防空演習に関する緊急質問

同日委員長から左の報告書を提出した。

昭和二十七年七月二十三日 参議院會議第六十八号 會議 防空演習に関する緊急質問

同日委員長から左の報告書を提出した。

昭和二十七年七月二十三日 参議院會議第六十八号 會議 防空演習に関する緊急質問

同日委員長から左の報告書を提出した。

昭和二十七年七月二十三日 参議院會議第六十八号 會議 防空演習に関する緊急質問

同日委員長から左の報告書を提出した。

○議長(佐藤尚武君) 高田なほ子君の動議に御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○議長(佐藤尚武君) 御異議ないと認めます。よつてこれより発言を許します。高田なほ子君。

〔高田なほ子君登壇、拍手〕

○高田なほ子君 私は、防空演習が今日行われておりますが、このことについて御質問をいたします。

去る七月の八日、外務次官名を以て、国警本部長官、地方自治庁長官宛に「在日合衆国軍施設において行われる防空演習に関する件」の通牒が発せられました。これに基づいて一昨七月の二十一日から三日間全国的規模の上に防空演習が行われております。占領中はこれまでしばしば地方的にはこれに類する演習が行われて来たようでありますが、これは占領下という特殊事情に基づくものでありまして、独立国家として今回行われました防空演習とは全くその性質を異にするものであります。平和條約による独立後幾ばくもなく、突如としてこういう事態に直面した国民の不安といふものは如何ばかりでございましょう。特に戦時中家庭の直接の防空責任者として日夜を分たぬ前線な訓練と、子供をおんぶしながらも死を賭して焼夷弾と闘つた多くの婦人たちは、忘れようとしても忘れ得ぬ深刻な恐怖感に今日又直面いたしました。どうすればよいかという深刻な焦

躁にかられておりますのは、当然のことと申さなければなりません。この際、私はかかる国民の不安を一掃し、飽くまでも国民の納得を希望いたします。したが故に、以下吉田首相に對ししてお尋ねをいたします。

先ず第一に、防空演習が行われるというこの事實は、その規模の大小如何にかかわらず、いずれの国かの飛行機が、焼夷弾なり、爆弾なり、或いは原子爆弾のやうなものを積んで日本のどこかを目標として空襲爆撃をやつて来るという、いわゆる假設の敵に對する戦争状態を想定して行われる一つの軍事行動であるという前提の上に立つものと考へなければならぬのであります。この場合、国民の意思如何にかかわらず、防空演習という軍事的既成事實を通して、国民を一つの武装団体に形成して行くという危険性は、結果として招来されることとあります。このことは武力放棄と戦争不介入を規定いたしました日本の憲法の精神と非常なる矛盾を生むと思うのでございますが、(その通りと呼ぶ者あり)

この点については十分なる御説明を頂戴したいと思つてございます。たとへ吉田・アチソン交換公文による日本の根本的な方針が確立されていると御解釈になりましたらうとも、独立国家としての日本の憲法はあらゆる意味においてこの精神が優先するのは申上げるまでもないと思うのでございます。

次に、国民不安の要素はいろいろあると思うのでございますが、その最大の要素は、先ほどの水壘ダムの爆撃、更に最近頻りに行われまふ平壤その他北鮮基地の爆撃等、日本に基地を持つております極東空軍の活動について、イギリス、インド、フランス等、世界の国々はひとしく戦争拡大の危機に關しまして重大なる関心を持つておるものであります。而も、私どもとしての最大の関心事は、若し報復爆撃が行われた際は当然米空軍基地がその目標になるでございましょうが、その際、安全保障條約によつて軍事基地を提供してあります日本国内の空襲爆撃は、国民自體の意思如何にかかわらず、これ又自動的行われるのではないかと純軍事的な立場に立つところの不安であります。この不安を裏書するやうな今回の防空演習の性格こそ極めて重大なものでございまして、一体これは如何なる根拠に基いて米極東空軍が日本政府に防空協力を申入れて来たのでございましょうか。その法的な根拠はどこにあるのでございましょうか。行政協定二十四條に示される日本区域内の防衛のため必要な共同措置の一環として行われたものであるのでしょうか。この措置についての法的限界は、日本区域内において敵対行為の急迫した脅威が生じた場合と規定されておりますが、緊急事態の発生の際ありという判断に基くものでございましょうか。六月二十

五日、衆議院外務委員会の席上において、政府は、防空演習の今後の措置について、朝鮮事変なり、國際情勢の推移によるものと思つたという意味の見解を答弁しておるのであります。防空演習というこの事實は明らかに國際的軍事的脅威を前提とした結果と考えられますが、日本側の協力の範圍は、實施地域、方法など、かなり詳細に互るものであります。一方、一体どのような國際情勢の把握に基くものでございましょうか。而も今回の南部、中部、北部に亘る計二十数カ所の地域の決定に當りましては、空襲予定地としての基地又は施設に限定せられるやに伝えられていたものであります。日本の国土の一部が空襲予定地として想定されたということは誠に重大な問題であります。故に、行政協定二十四條とこの實施区域、それを決定するに至りました情勢把握との関連については、特に詳細なる御説明をお願いしたいと思つてございます。

次に、今後の見通し並びに政府の對策についてであります。今後の國際情勢の成行き如何によりましては極めて重大な政治問題として発展するであらうといふことは、政府の口をおかりするまでもなく、朝鮮休戦會議不成立のやうな不幸な事態は、時として一瞬にして来ることも予想されましようし、特に六月の上旬にはリッヅウエイ大將は、事態の緊迫とこれに對する日本側の防空体制の不備について指摘さ

れたと聞きますが、この恐るべき事態に對する対策は決して一瞬にしてできるものとは考えられないのでございませう。防空壕一つなく、手放しで燈火管制に國民が自主的に協力したとは言いがた、安全に國民が死なされたのでは、たまつたものではありませんが、この対策はどう考えられているのでございませうか。若し方針ありとすれば、米空軍基地の防衛によりまして制空権を確保するところに重点を置くこととするものであるか、或いは日本人の生命財産の防衛に主力を置くこととするのか、この方針の誤差は將來日本の國民の大きな問題として残ります。故に、明確にこの方針を示して頂きたいと思ふのであります。

次に、外務大臣にお伺いしたい点は、米当局からの申入れの手續或いはその具体的な協力方法とその程度の問題でございませうが、どのような構想の下に米当局は日本政府に申入れをなされ、日本政府はどのような構想の下に協力範圍をどう決定されたのでございませうか。その方針は一体どこにあるのかという点でございませう。米軍基地半徑五マイル以内の区域が今回の演習区域と定められたようでございませうが、衆議院の政府側答弁によりまして、米空軍を敵の手から守るため演習の便を図ることになっている結果、第一義的には米空軍の基地の安全保障のみが考えられているようでございませう。

が、日本人の生命を守ることを第二義とした協力などということは、独立國家としてはあらうはずではないでございませうか。國民の不安の最大の原因はここにあると思ふのでございませう。更に、この協力の仕方でもございませうが、占領下ならいざ知らず、各地方に個々に直接に当局から申入れられたという点も見受けられますが、この協力は個々の要求であるのか。全体的な要求なのであるのか。全体的な要求とするならば常に外務省がその任に當るものなのか。而も情勢の推移によつて現状不変の方針に基いて今後協力をして行くというのかどうか。米空軍の申入れに對しては常に一方的に協力を受諾して行くという立場に立つのであるかどうかという点であります。

第三点としましては、現実問題としては、今日の毎日新聞の報道によれば、西日本の防空演習は福岡及び北九州各市で行われたのでありますが、市民の関心は非常に高く、散々な成績であったと報じております。これは國民の心理状態を如実に示すものでありまして、現実としては何の役にも立たないことをやらせ、ただ國民に不安のみを與えるという、こういうやり方は、防空演習そのものを狙つていっているのではなくして、國民に再軍備の必要性を合法化する手段として行われているのではないかと危惧を感ずるものでございませう。(「ノー／＼」と呼ぶ者あり、敷布を繋いで遮光幕を作り、暗闇と異常な騒音の中で泣き出す赤ちやんを抱いて心配する母親の身になつて、この点については、しかと御答弁を願ひたいと思ふのであります。

次に伺ひたいことは、防空演習に對する國警本部の協力の態度及びその方針はどうなつていられるかという問題であります。占領下に行われまして立川市の防空演習については、警官がメガホンを持つて相當強力で押し付けたり聞いておりますが、警察又は消防隊の協力態度如何によつては太平洋戦争当時の再現が予想されないとはいへないものであります。現在の憲法下においてこの取扱は極めて重大なる問題でありまして、今日の演習は飽くまで自発的協力という形をとつていられるようでありませうが、警察という権力の形がここに介在した場合に、果して國民の自発的協力の姿がとれるかどうかという点については甚だ危惧を持つものでございませう。この点の方針、方法について御答弁を願ひます。

最後に、今日までの防空演習に際しましては、國民にその方法を知らせる手段といたしまして、回覧板が各隣組のような組織から廻されたと聞きますが、すでに隣組制は廃止されておるはずであります。今日又このようにして現実に名称の変わった隣組組織が復活したしまして、華公けの機關として行動しておりますが、これは防空演習の立川方面における過去の実績でございませう。たとえ防空演習と切り離しましても、このような組織の復活は法的には許されておるのかどうか。これを容認しておるといふことは、鉄則の下に日本の國民の自主性を縛つて行き、そして中央集権の形においてこの防空体制に連二無二國民を突つ込んで行くことという危惧を感ずられるのでございませうが、この隣組の復活に對して木村法務総裁はどのような見解を持たれておられるのか。この点について御答弁を願ひたいと思ふのでございませう。

以上非常に不利不相応な問題が増大しておりますので、明確な御答弁を願ひたいと思ふのでございませう。(拍手)

〔國務大臣吉田茂君登壇、拍手〕
○國務大臣(吉田茂君) 答へたいいたします。

防空演習参加については、七月七日合同委員会を通じて関係市町村の自発的協力を期待する旨の申入れがあつたので、七月八日の閣議に諮つて、住民の自発的意欲に基き、特定の地域において、できる限り民衆に影響を及ぼさざるような方法で、これに協力するといふことになつたのであります。同日外務省より、地方自治庁、國警本部を通じて、関係市町村に連絡方を依頼いたしました。本件は行政協定二十四條とは何らの関係がないのでございませう。又防空法の制定というような法的措置を講ずるかどうかは、それまでの必要は未だ差迫つておると考えませんので、未だ考へておりませう。

本會議におきまして、菊川議員、栗山議員並びに曾根議員から私に對する御質問の答弁が留保されておりますので、この際お答へいたします。

先ず國際自由労働からの書簡に關連して、労働法の改正及び破防法案を撤回すべきではないかとお尋ねでございましたが、破防法はすでに國會の議決を経て制定いたしました。又労働關係法案は先進國の例や國際労働條約を十分に尊重して立案したものであり、又その趣意とするところは決して労働組合の正常なる労働運動を抑制するものではないといふことは、しばしば所管大臣から説明いたしました通りであります。

次に、中共との貿易に如何に処するかというお尋ねでございませうが、これにつきましては、外務、通産両大臣もすでにお答へいたしてあります。過日國際連合への加盟について國會の御承認を得ました趣意からいたしまして、國際連合の方針に協力して行く所存であります。

次に、國連軍が引續いて日本に存在するための協定がまだ結ばれていないことについて外務大臣及び内閣の責任如何とお尋ねでございませうが、すで

昭和二十七年七月二十三日 参議院會議録第六十八号 警察官等に協力援助した者の災害給付に関する法律案

に外務大臣からお答えをいたしました。通り、国連軍が日本に存在いたしますことは、七月二十六日以後といえども、吉田・アチソン交換公文により、別段の支障はないものであります。政府としては同協定が速かに成立することを希望し、鋭意折衝中でありまして、万一その成立が遅れたからと申して、外務大臣及び内閣がかくの責任を負う必要はないと信じます。

お答えをいたします。(拍手)

○国務大臣岡崎勝男君登壇、拍手

○国務大臣(岡崎勝男君) 只今の御質問のうち、防空演習に関するアメリカ側の申入れの手段、協力の方法、限度等につきましては、只今総理大臣から御答弁があつた通りであります。(なつていない)と呼ぶ者あり

なお、この問題につきましては、直接地方で連絡したりして地方の新聞等にいろ／＼の情報が流れて来たのは、恐らく地方の各部隊がこれを実施するに当つて、中央の趣旨に應じて地方においていろ／＼話をいたしましたのが誤まり伝えられたものだと思いますが、政府といたしましては、先ほど総理の御答弁の通り、合同委員会を通じて各種の結合をいたしているのであります。

なお、防空演習自体につきましては、これはアメリカでもしばしばやつておりますし、その他ヨーロッパの各国でもやつていたのであります。

(「ヨーロッパではやつていない」と呼ぶ者あり) これは予防の意味から申しますと、差当り危険があるなしにかかわらず必要なことでありまして、日本においてもこれをやつても何ら差支えないのみならず、むしろやるべきであると考えておりますが、ただ我が国におきましては国民の間にまだ戦争中の不安がありますので、必要なこゝろの不安を更に與へたくないという意味で成るべく差控えているような次第であります。併しこれは勿論さういう意味でありますから、朝鮮の事変等には全く関連のないことであります。米軍は独立前も演習を行なつておりまして、附近の国民もこれに協力しておつたのであります。今度も同様の演習を行なつているのであります。これは地上における普通の演習と同様であります。これが日本において行われているからと言つて、それが日本に對する空襲の危険と関連するものであるとお考えになるのは當らないと思つております。

なお現在の防空演習は別段の法的根拠はないのであります。従いまして自衛的に行なつているのであります。従つて、先ほどお話のように、九州地方で成績がよくかつたということもあり得ると思ひますが、これは自衛的に行なつていゝる關係上致し方のないことであります。

又これも総理からお答えがございました通り、今回の防空演習等は、行政協定の二十四條にいうような、いわゆる必要な共同措置というやうな問題では全然ないのであります。(何でやつた)と呼ぶ者あり、拍手

○国務大臣(木村篤太郎君登壇、拍手)

○国務大臣(木村篤太郎君) お答えいたします。

隣組制度の復活は決して政府において強制もしておりません。又勧奨もしておりません。全く任意にやつていゝるのであります。併し隣保共済扶助のために任意にかゝる隣組制度を復活するといふことは、これは一面から見ても頼もしいことであります。又法的に見てこれは決して憲法に違反するものではないと確信しております。(「ノーノー」と呼ぶ者あり、拍手)

○政府委員(斎藤勇君登壇、拍手)

○政府委員(斎藤勇君) 先般から今日までに行われております米軍の防空演習に協力するに關係をいたしましての警察の態度といたしましては、この演習に自衛的に協力をいたします市町村側と米軍側との間における警察の連絡にとどめておるのであります。直接民衆に對しまして指導訓練をするといふやうな行き過ぎのないようにといふことを、特に注意をいたしております。(拍手)

○議長(佐藤尚武君) 日程第一、警察官等に協力援助した者の災害給付に関する法律案(衆議院提出)を議題といたします。

先ず委員長の報告を求めます。地方行政委員長西郷吉之助君。

(審査報告書は都合により附録に掲載)

警察官等に協力援助した者の災害給付に関する法律案

右の本院提出案をここに送付する。

昭和二十七年六月七日

衆議院議長 林 譲治

参議院議長 佐藤尚武

警察官等に協力援助した者の災害給付に関する法律

(目的)

第一條 この法律は、警察官等に協力援助した者の災害(負傷、疾病、廢疾又は死亡をいう。以下同じ)につき、療養その他の給付を行ふことを目的とする。

(国、地方公共団体の責任)

第二條 職務執行中の国家地方警察の警察官又は市町村警察(特別区が連合して維持する警察を含む。以下同じ)の警察吏員がその職務執行上の必要により援助を求めた場合その他これに協力援助することとが相当と認められる場合に、職務によらないで当該警察官又は警察吏員の職務遂行に協力援助した者(以下協力援助者という)が、そのため災害を受けた場合には、国又は地方公共団体は、この法律の定めるところにより、給付の責に任ずる。

(給付を行ふ者)

第三條 給付の原因である災害が、国家地方警察の警察官に協力援助したことに起因するものについては、国が、市町村警察の警察吏員に協力援助したことに起因するものについては当該地方公共団体がその給付を行ふものとする。

2 給付の原因である災害が、警察法(昭和二十二年法律第九十六号)第五十五條の規定により、都道府県公安委員会からの要求に基づき援助におもむいた市町村警察の警察吏員に協力援助したことに起因するものについては、国がその給付を行ふものとする。

3 給付の原因である災害が、警察法第六十三條又は第六十四條の規定により職務を行つた市町村警察の警察吏員に協力援助したことに起因するものについては、国がその給付を行ふものとする。

4 給付の原因である災害が、警察法第五十五條の規定により、市町村公安委員会からの要求に基づき援助におもむいた市町村警察の警察吏員に協力援助したことに起因するものについては、当該警察吏員の援助を要求したその公安委員会の属する地方公共団体がその給付を行ふものとする。

(実施機関)

第四條 前二條の規定に基づき国が行う給付についての実施機関は、国家地方警察本部とする。

2 前二條の規定に基づき地方公共団体が行う給付についての実施機関は、当該地方公共団体が條例で定める。

第五條 (給付の種類)

この法律により行ふ給付の種類は、左に掲げるものとする。

一 療養給付 (協力援助者が負傷し又は疾病にかかった場合における必要な療養又は当該療養に要する費用の給付)

二 障害給付 (協力援助者が負傷し又は疾病にかかりなかつた場合においてなお存する身体障害に対する給付)

三 遺族給付 (協力援助者が死亡した場合におけるその遺族に対する給付)

四 葬祭給付 (協力援助者が死亡した場合における葬祭を行う者に対する給付)

五 打切給付 (協力援助者が療養給付開始後三年を経過しても負傷又は疾病がなおらない場合における給付)

六 前項に掲げる給付の外、協力援助者が負傷し、又は疾病にかかり、そのため従前得ていた業務上の収入を得ることができない場合において、他に収入のみちがない等時に必要があるときは、休業給付を行うことができる。

(給付の範囲、金額、支給方法等)

第六條 前條の給付の範囲、金額、支給方法その他給付に關し必要な事項は、国が行う給付については、国家公務員災害補償法 (昭和二十六年法律第九十一号) の規定を参し、政令で定める。

第七條 前條の給付の範囲、金額、支給方法その他給付に關し必要な事項は、地方公共団体が行う給付については、前項の規定に基く政令の規定に準じて、当該地方公共団体が條例で定める。

第七條 国又は地方公共団体は、この法律による給付を行つた場合において、同一の事由については、その価額の限度において、国家賠償法 (昭和二十二年法律第二十号) 又は民法 (明治二十九年法律第八十九号) による損害賠償の責を免れる。

(給付の免責及び求償権)

第八條 この法律による給付を受けるべき者がこの法律以外の法令 (條例を含む) による療養その他の給付又は補償を受けたときは、国又は地方公共団体は、同一の事由については、その給付又は補償の限度において、この法律による給付の責を免れる。

第九條 国又は地方公共団体は、給付の原因である災害が第三者の行為に因つて生じた場合において、給付を受けるべき者が当該第三者から同一の事由につき損害賠償を受けたときは、国又は地方公共団体は、その価額の限度において、この法律による給付の責を免れる。

第十條 給付を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し又は差し押さへることができない。

第十一條 この法律により支給を受けた金品を標準として、租税その他の公課を課してはならない。

第十二條 この法律による給付に關する書類には、印紙税を課さない。

(無料証明)

第十三條 実施機関の長又は給付を受けようとする者は、協力援助者の戸籍に關して、戸籍事務をつかさどる者又はその代理者に対して無料で証明を請求することができ

附則

この法律は、公布の日から起算して三月を経過した日から施行する。

第十四條 西郷吉之助君 (西郷吉之助君登壇、拍手)

○西郷吉之助君 只今議題となりました警察官等に協力援助した者の災害給付に關する法律案につきまして、地方行政委員会における審査の経過並びに結果を御報告いたします。

本法案は衆議院提出にかかるものであります。而して、本法案の目的とするところは、職務によらないで警察官等に協力援助した者が、そのためにこゝろを受傷、疾病、癱瘓、死亡等の災害につきまして、療養その他の給付を行おうとするものであります。なお、協力援助が、一、国家地方警察の警察官に対するものである場合、二、

都道府県公安委員会の要求によりまして援助に赴いた自治体警察の警察吏員に対するものである場合、三、国家非常事態の布告のあつた際に派遣を命ぜられた自治体警察の警察吏員に対するものである場合、以上の三はいずれも国が、上述の二、三の以外の場合の警察吏員に対するものである場合に、は当該地方公共団体が、給付の責に任ずるわけでありまして、又給付の種類は、療養、傷害、遺族、葬祭、打切の各給付のほか、特別の場合における休業給付とすること等が、その内容の主な点であります。

地方行政委員会におきましては、衆議院議員川本末治君及び政府委員側との間に質疑応答を重ねましたが、そのうちで、本法案の規定と集団不法事件の場合との関係如何との質問に對しまして、提案者側より、本法案による協力援助は、個々の事案について行われるものであつて、集団不法事件において多数の者が警察官等の一隊に集団的に協力援助するといふ場合は考へていないといふ意味の答弁がありました。

かくいたしまして本月二十一日討論に入り、採決を行いました結果、全会一致を以ちまして本法案は原案の通り可決すべきものと決定した次第でございます。

以上御報告いたします。(拍手)

○議長 (佐藤尚武君) 別に御発言もなければ、これより本案の採決をいたします。

第十五條 衆議院議長 河井 彌八

内閣委員長 河井 彌八

参議院議長 佐藤尚武

多数意見者署名

中川 幸平 岡田 信次

愛知 揆一 鈴木 直人

楠見 義男 郡 祐一

竹下 豊次 栗栖 勉夫

三好 始 松原 一彦

自治庁設置法案

右多数をもつて別冊の通り修正議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十七年七月二十二日

内閣委員長 河井 彌八

参議院議長 佐藤尚武

多数意見者署名

中川 幸平 岡田 信次

愛知 揆一 鈴木 直人

楠見 義男 郡 祐一

竹下 豊次 栗栖 勉夫

三好 始 松原 一彦

自治庁設置法案

右多数をもつて別冊の通り修正議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

第十五條第二項中「内閣総理大臣が任命する。」を「同議院の同意を得て、内閣総理大臣が任命する。」に改め、同條第六項を次のように改める。

6 委員の任期が満了し、又は欠員が生じた場合において、国会の閉会又は衆議院の解散のため同議院の同意を得ることができないときは、内閣総理大臣は、第二項の規定にかかわらず、同議院の同意を得ないで委員を任命することができる。この場合においては、任命後最初に召集される国会において、同議院の同意を求めなければならない。

7 前項の場合において、同議院の同意を得ることができないときは、内閣総理大臣は、第十六條の規定にかかわらず、その委員を罷免しなければならない。

8 委員の給与は、別に法律で定める。

第十八條を第十九條とし、第十九條を第二十一條とし以下順次二條ずつ繰り下げる。

第十七條の次に次の一條を加える。

(勸告)

第十八條 地方財政審議會は、前條に掲げる事項に関し、自治庁長官に対し、必要な勸告をすることが出来る。

2 自治庁長官は、前項の勸告を受けたときは、これを尊重して必要な措置をとらなければならない。

繰り下げ後の第十九條の次に次の一條を加える。

(公表)

第二十條 自治庁長官に、前二條の規定による地方財政審議會の勸告及び意見の内容を公表しなければならない。

繰り下げ後の第二十三條(見出しを含む。)中「中央選挙管理委員会」を「中央選挙管理委員会に、同條第二項中「任命」を「委員の任命」に改める。

附則第一項中「七月一日」を「八月一日」に改め、「第二十二條」を「第二十四條」に改める。

附則第四項を第六項とし、第三項の次に次の二項を加える。

4 この法律施行の際国会が閉会中である場合においては、内閣総理大臣は、第十五條の規定にかかわらず、同議院の同意を得ないで、地方財政審議會の最初の委員を任命することが出来る。

5 前項の場合においては、任命後最初に召集される国会において、その委員の任命について同議院の事後の同意を求めなければならない。同議院の事後の同意を得ることができないときは、内閣総理大臣は、第十六條の規定にかかわらず、その委員を罷免しなければならない。

要領書

一、委員会決定の理由

本法律案は行政機構改革の一環として地方自治庁、地方財政委員会、全国選挙管理委員会を統合して新たに自治庁を設置しようとするものである。即ち自治庁には国務大臣をもつて長官とするとも

に地方公共団体の長及び議会の議長、の全国的連合組織の代表者並びに学識経験者のうちから任命される委員を置き、自治庁の庁務全般にわたつて意見をきくこととし、又別に地方公共団体の長及び議会の議長の全国的連合組織が共同推せんした者より任命される委員三人並びに学識経験者のうちから任命される委員二人をもつて組織する地方財政審議會を置く等、適宜改正を加えようとするのであつて大体適當の措置と認めるが、本委員会においては別冊の如く修正を加えた。

二、事件の利害得失

この措置により地方自治を強化し得る利益がある。

三、費用

本法施行のため別に費用は要しない。

自治庁設置法案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三條により送付する。

昭和二十七年五月二十九日

衆議院議長 林 義治

参議院議長 佐藤 尚武殿

自治庁設置法案

自治庁設置法

(この法律の目的)

第一條 この法律は、自治庁の所掌事務の範囲及び権限を明確に定めるとともに、その所掌する行政事務を能率的に遂行するに足る組織を定めることを目的とする。

(設置)

第二條 国家行政組織法(昭和二十三年法律第二十号)第三條第二項の規定に基いて、総理府の外局として自治庁を設置する。

2 自治庁の長は、自治庁長官とし、國務大臣をもつて充てる。

(自治庁の任務)

第三條 自治庁は、民主政治の基盤をなす地方自治及び公職選挙等に関する各種の制度の企画及び立案並びにその運営の指導に当たるとともに、国と地方公共団体との連絡及び地方公共団体相互間の連絡協調を図り、もつて、地方自治の本旨の実現と民主政治の確立に資することを任務とする。

(自治庁の権限)

第四條 自治庁は、この法律に規定する所掌事務を遂行するため、左に掲げる権限を有する。但し、その権限の行使は、法律(これに基く命令を含む。)に従つてなされなければならない。

一 予算の範囲内で、所掌事務の遂行に必要な支出負担行為をすること。

二 収入金を徴収し、及び所掌事務の遂行に必要な支拂をすること。

三 所掌事務の遂行に直接必要な事務所等の施設を設置し、及び管理すること。

四 所掌事務の遂行に直接必要な業務用資材、事務用品、研究用資材等を調達すること。

五 不用財産を処分すること。

六 職員任免及び賞罰を行い、その他職員の人事を管理すること。

七 職員の厚生及び保健のために必要な施設をし、及び管理すること。

八 職員に貸與する宿舍を設置し、及び管理すること。

九 所掌事務に関する統計及び調査資料を収集し、頒布し、又は刊行すること。

十 自治庁の公印を制定すること。

十一 地方自治及び民主政治の普及徹底その他所掌事務の周知宣伝を行うこと。

十二 地方公共団体の財務に關係のある事務について報告を徴取し、調査し、及び助言すること。

十三 内閣が国会に対して行う地方財政の状況に関する報告の原案を作成すること。

十四 都道府県に関する直接請求の結果、都道府県の議会の決議の結果、都道府県の予算及び決算並びに條例の制定又は改廃に関する報告を受理すること。

十五 地方公共団体の人事行政が地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)によつて確立される地方公務員制度の原則に沿つて運営されるように協力し、及び技術的助言をすること。

十六 町村職員恩給組合の模範規約例を定め、町村職員恩給組合に示すこと。

十七 公職の候補者が選挙に關してする政見放送に關し、その回数、日時等放送に必要な事項を定めること。

十八 選挙關係の訴訟の提起等について裁判所の長より通知を受け、及び判決が確定したとき判決書原本の送付を受けること。

十九 政党、協會その他の団体がその代表者又は主幹者及び会計責任者を選出した場合において、その届出を受けること。

二十 選挙、投票及び最高裁判所裁判官の国民審査の普及宣伝をすること。

二十一 地方公共団体の負担を伴う法令案及び経費の見積書について、内閣総理大臣を通じて關係各大臣に対して意見を申し出ること。

二十二 地方財政平衡交付金の總額を見積ること。

二十三 地方公共団体に交付すべき地方財政平衡交付金の配分額を決定し、及びこれを交付すること。

二十四 地方財政平衡交付金の額の算定の基礎についての地方公共団体の審査の請求を受理し、及びこれを審査すること。

二十五 内閣が国会に提出する地方公共団体の翌年度の歳入歳出總額の見込額の原案を作成すること。

二十六 地方債の発行を許可すること。

二十七 当せん金附証券を発売することができし市を指定し、及び地方公共団体の行う当せん金附証券の発売を許可すること。

二十八 地方競馬、自転車競技及びモーターボート競走を行うことのできる市町村を指定すること。

二十九 地方公共団体の課税権の所屬その他地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の規定の適用について關係地方公共団体の長が意見を異にする場合において、決定し、又は裁決すること。

三十 附加価値税の課税標準とすべき附加価値の分割に關する更正又は決定について、主たる事務所又は事業所所在地の都道府県知事に対して指示すること。

三十一 市町村が行う市町村民税の課税標準とすべき所得及び所得税額の変更について許可すること。

三十二 固定資産税の課税標準とすべき固定資産の評価について技術的援助及び助言を與えること。

三十三 地方公共団体の法定外普通税の新設又は変更を許可すること。

三十四 内閣総理大臣の権限に屬する左に掲げる事項について内閣総理大臣を補佐すること。

イ 国家行政組織法第十六條第一項の規定による地方公共団体の長の申出を受理し、これに關する調査を行い、關係各大臣に對して必要な指示をし、その他適當な措置を講ずること。

その他適當な措置を講ずること。

ロ 地方公共団体の区域の変更に關する処分をし、又はこれに關する都道府県知事の処分の届出を受理すること。

ハ 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第四百四十六條の規定による手続を採ること。

ニ 地方自治法第二百四十七條の規定による手続を採ること。

ホ 一の地方公共団体のみに適用される特別法の一般投票の手続及び当該法律の公布の手続を採ること。

ヘ 都道府県及び特別市の加入する地方公共団体の組合の設立、加入団体の増減、共同処理事務の変更又は組合規約の変更を許可し、及びその解散の届出を受理すること。

ト 民法（明治二十九年法律第八十九号）第三十四條の規定により法人の設立を許可すること。

チ イからトまでに掲げるものの外、法律（法律に基く命令を含む。）に基き、内閣総理大臣の権限に屬する公職選挙等並びに地方公共団体の行政及び財政に關する事項

三十五 前各号に掲げるものの外、法律（法律に基く命令を含む。）に基き、自治庁に屬せしめられた権限

（内部部局）

第五條 自治庁に、長官官房及び左の四部を置く。

行政部

選挙部

財政部

税務部

（特別な職）

第六條 自治庁に、次長一人及び参事十人以上を置く。

（次長）

第七條 次長は、自治庁長官を助け、庁務を整理する。

（参事）

第八條 参事は、重要な庁務に關して、自治庁長官に對し意見を申し述べる。

2 参事は、地方公共団体の長及び議會の議長の全国的連合組織の代表者並びに學識経験者のうちから、内閣総理大臣が任命する。

3 参事は、非常勤とする。

（長官官房の所掌事務）

第九條 長官官房においては、左に掲げる事務をつかさどる。

一 機密に關すること。

二 長官の官印及び庁印を管掌すること。

三 職員の職階、任免、分限、懲戒、服務その他の人事並びに教養及び訓練に關すること。

四 自治庁の機構、定員及び運営に關して調査し、企画し、及び立案すること。

五 所管行政の考査を行うこと。

六 所管行政の総合調整を行うこと。

七 法令案その他公文書類の審査を行うこと。

八 公文書類を接受し、発送し、編集し、及び保存すること。

九 国と地方公共団体との一般的連絡に關すること。

十 広報に關すること。

十一 経費及び収入の予算及び決算を作成し、会計事務を行い、並びに会計を監査すること。

十二 国有財産及び物品を管理すること。

十三 職員の衛生、医療その他の福利厚生に關すること。

十四 所管行政に關する調査、統計の作成及び資料の収集について部内の調整を図ること。

十五 地方公共団体の財務に關係のある事務について報告を徴取し、調査し、及び助言すること。

十六 地方公共団体の求めに應じて当該地方公共団体の行政及び財政に關する総合的な調査を行うこと。

十七 前各号に掲げるものの外、自治庁の所掌事務のうち他部の所掌に屬しないものに關すること。

（行政部の所掌事務）

第十條 行政部においては、左に掲げる事務をつかさどる。

一 国家行政組織法第十六條第一項の規定に基き内閣総理大臣の権限の行使について補佐すること。

二 地方自治に影響を及ぼす国の施策の企画、立案及び運営に關し、必要な意見を關係行政機關に申し出ること。

三 地方自治法に基き内閣総理大臣の権限の行使について補佐すること。

昭和二十七年七月二十三日 参議院會議録第六十八号 自治庁設置法案外三件

- 四 地方公共団体の組織及び運営に関する制度を企画し、及び立案すること。
- 五 行政書士法(昭和二十六年法律第四号)の施行に関すること。
- 六 地方公務員に関する制度を企画し、及び立案すること。
- 七 地方公共団体の人事行政に対して協力し、及び技術的助言を行うこと。
- 八 町村職員恩給組合及び町村職員恩給組合連合会に関する事務を処理すること。
- 九 地方職員共済組合に関する事務を処理すること。
- 十 前各号に掲げるものの外、地方自治法及びその他の法律に基く自治庁長官の地方行政に関する権限の行使に関すること。
- (選挙部の所掌事務)
- 第十一條 選挙部においては、左に掲げる事務をつかさどる。
- 一 公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)及び同法の規定を準用する法律に基く選挙に関する調査を行い、資料を収集し、並びにこれらの制度を企画し、及び立案すること。
- 二 最高裁判所裁判官の国民審査及び日本国憲法改正の国民の承認に関する投票に関する調査を行い、資料を収集し、並びにこれらの制度を企画し、及び立案すること。
- 三 地方公共団体の住民による各種の直接請求に基く投票に関する調査を行い、資料を収集し、及び立案すること。

- 並びにその制度を企画し、及び立案すること。
- 四 一の地方公共団体のみに適用される特別法の制定のための投票に関する調査を行い、資料を収集し、並びにその制度を企画し、及び立案すること。
- 五 前各号に掲げる選挙、投票及び最高裁判所裁判官の国民審査の施行準備に関すること。
- 六 第一号から第四号までに掲げる選挙、投票及び最高裁判所裁判官の国民審査の普及宣伝に関すること。
- 七、政党その他政治団体に係ること。
- 八 国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律(昭和二十五年法律第七十九号)の施行に関すること。
- 九 第五号に定めるものを除く外、中央選挙管理委員に関する予算の要求及び配付に関すること。
- 十 前各号に掲げるものの外、公職選挙法及びその他の法律に基く自治庁長官の選挙等に関する権限の行使に関すること。
- (財政部の所掌事務)
- 第十二條 財政部においては、左に掲げる事務をつかさどる。
- 一 地方公共団体の財政に関する制度(地方税に関するものを除く)を企画し、及び立案すること。
- 二 地方財政平衡交付金の総額の見積に関すること。
- 三 地方財政平衡交付金の配分に関すること。

- 四 地方財政平衡交付金の減額又は返還に関すること。
- 五 地方債の発行を許可すること。
- 六 地方公共団体の財政資金の調達に關してあつたすること。
- 七 当せん金附証券を発売することができる市の指定及び地方公共団体の行い当せん金附証券の発売の許可に関すること。
- 八 地方競馬、自転車競技及びモーターボート競走を行うことができる市町村の指定に関すること。
- 九 前各号に掲げるものの外、地方財政平衡交付金法、地方財政法及び地方自治法並びにその他の法律に基く自治庁長官の地方財政に関する権限の行使に関すること。
- (税務部の所掌事務)
- 第十三條 税務部においては、左に掲げる事務をつかさどる。
- 一 地方税に関する制度を企画し、及び立案すること。
- 二 地方公共団体の課税権の帰属その他地方税法の規定の適用について関係地方公共団体の長が意見を異にする場合において、決定し、又は裁決し、及び市町村民税のうち法人税割の分割に關して裁決し、又は裁決すること。
- 三 附加価値税の課税標準とすべき附加価値の分割に関する更正又は決定について、主たる事務所又は事業所所在地の都道府県知事に対して指示すること。
- 四 固定資産の評価について、技術的援助及び助言を與えること。

- 五 国又は都道府県知事が評価する固定資産の指定その他の事務に関すること。
- 六 法定外普通税の新設又は変更の許可に関すること。
- 七 前各号に掲げるものの外、地方税法及びその他の法律に基く自治庁長官の地方税に関する権限の行使に関すること。
- (地方財政審議會)
- 第十四條 自治庁に、地方財政審議會を置く。
- (地方財政審議會の組織)
- 第十五條 地方財政審議會は、委員五人をもつて組織する。
- 2 委員は、地方自治に關して優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する。
- 3 前項の委員のうちには、左に掲げる者を含まなければならない。
- 一 全国の都道府県知事及び都道府県議会の議長各連合組織が共同推薦した者 一人
- 二 全国の市長及び市議会の議長各連合組織が共同推薦した者 一人
- 三 全国の町村長及び町村議会の議長各連合組織が共同推薦した者 一人
- 4 委員の任期は、三年とする。但し、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とすること。
- 5 委員は、再任されることができ、委員は、非常勤とする。
- 6 委員は、非常勤とする。
- (地方財政審議會の委員の罷免)
- 第十六條 委員は、左の各号の一に

- 該当する場合を除いては、在任中その意に反して罷免されることがない。
- 一 心身の故障のため職務を遂行するに堪えないとき。
- 二 職務上の義務に違反し、その他委員たるに適しない非行があるとき。
- 2 委員が前項各号の一に該当すると認めるときは、内閣総理大臣は、当該委員を罷免することができ、但し、前條第三項の委員については、あらかじめ、それぞれ当該委員を推薦した地方公共団体の長及び議会の議長各連合組織の意見を聞かなければならない。
- (地方財政審議會の付議事項)
- 第十七條 自治庁長官は、自治庁の所掌事務のうち、左に掲げる事項については、地方財政審議會の議に付し、その意見を尊重しなければならない。
- 一 地方財政平衡交付金の配分に関する命令の立案に関すること。
- 二 各地方公共団体に交付すべき地方財政平衡交付金の配分額の決定又は変更に関すること。
- 三 地方財政平衡交付金の交付額の減額又は返還並びにこれに関する異議申立についての決定に関すること。
- 四 地方財政平衡交付金の額の算出の基礎についての地方公共団体の審査の請求の審査並びに交付金の額の減額等の聴聞に基く処分に関すること。
- 五 地方財政の状況報告案及び地方公共団体の翌年度の歳入歳出

總額の見込額の原案の作成に關すること。

六 地方公共団体の課税権の帰屬その他地方税法の規定の適用に關して關係地方公共団体の長が意見を異にする場合における決定又は裁決に關すること。

七 市町村民税のうち法人税割の分割に關する裁定又は裁決に關すること。

八 固定資産の評価基準並びに國が評価する固定資産の指定、評価及びその課税標準額の配分に關すること。

九 固定資産の価格の配分の調整又は固定資産の価格の決定若しくは配分に關する異議の申立の決定に關すること。

十 法定外普通税の新設又は変更の許可及び地方債の発行の許可に關すること。

十一 都道府県の行う事業について市町村が負担すべき金額の更正に關すること。

十二 地方公共団体の負担を伴う法令案及び経費の見積書のうち重要なものについての意見に關すること。

十三 当せん金附証券を発売することができ市町村の指定及び地方公共団体の行う当せん金附証券の発売の許可に關すること。

十四 地方競馬、自転車競技及びモーターボート競走を行うことのできる市町村を指定すること。

十五 前各号に掲げるものの外、自治庁長官が地方財政審議会の議に付することを適當と認めた事項

(意見の申出)

第十八條 地方財政審議会は、毎年度國の予算に計上される地方財政平衡交付金に關して、自治庁長官に意見を申し出ることができる。

2 地方財政審議会は、國、都道府県及び市町村相互の間における財政並びにこれに影響を及ぼす諸關係の調整に對して意見を申し出ることができる。

(地方財政審議会の会長)
第十九條 地方財政審議会の会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を掌理する。

3 地方財政審議会は、あらかじめ、委員のうちから、会長に事故がある場合に会長の職務を代行する者を定めておかなければならぬ。

(地方財政審議会の議事等)
第二十條 地方財政審議会の議事は、委員三人以上の同意をもつて決する。

2 前項に定めるものの外、地方財政審議会の議事に關して必要な事項は、地方財政審議会が定める。

3 地方財政審議会の運営に關する事務は、自治庁長官の定めるところにより、自治庁の職員をして行わせることができる。

(中央選挙管理委員)
第二十一條 自治庁に、中央選挙管理委員を置く。

2 中央選挙管理委員の権限、組織、任命その他の事項については、公職選挙法第五條の二の定めるところによる。

(自治紛争調停委員)

第二十二條 自治庁に、自治紛争調停委員を置く。

2 自治紛争調停委員の権限、組織、任命その他の事項については、地方自治法第二百五十一條の定めるところによる。

(職員)
第二十三條 自治庁に置かれる職員の任免、昇給、懲戒その他人事管理に關する事項については、国家公務員法(昭和二十二年法律第二十号)の定めるところによる。

(定員)
第二十四條 自治庁に置かれる職員の定員は、別に法律で定める。

附則
1 この法律は、昭和二十七年七月一日から施行する。但し、第二十二條の規定は、地方自治法の一部を改正する法律(昭和二十七年法律第 号)施行の日から施行する。

2 左に掲げる法律は、廃止する。
全国選挙管理委員会法(昭和二十二年法律第五十四号)
地方自治庁設置法(昭和二十四年法律第三十一号)
地方財政委員会設置法(昭和二十五年法律第二十号)

3 第十五條第二項の規定による地方財政審議会の委員の任命のために必要な行為は、第一項の規定にかかわらず、この法律施行前においても行うことができる。

4 この法律施行の際、現に地方自治庁、地方財政委員会事務局及び全国選挙管理委員会事務局の職員である者は、別に命令を発せられない限り、同一の勤務條件をもつて自治庁の職員となるものとする。

審査報告書

自治庁設置法の施行に伴う關係法律の整理に關する法律案
右多数をもつて別冊の通り修正議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。
昭和二十七年七月二十二日
内閣委員長 河井 彌八
参議院議長 佐藤 武敏

多数意見者署名
岡田 信次 中川 幸平
鈴木 直人 愛知 葵一
郡 祐一 楠見 義男
栗栖 越夫 竹下 豐次
松原 一彦 三好 始

第二條(最高裁判所裁判官国民審査法の一部改正)、第六條(政治資金規正法の一部改正)、第十條(公職選挙法の一部改正)及び附則第二項中「中央選挙管理委員」を「中央選挙管理委員会」に改め、附則第三項中「中央選挙管理委員」を「中央選挙管理委員会」に改める。

第十條(公職選挙法の一部改正)中第五條の改正規定の前に次の改正規定を加える。

目次中「第五條(選挙事務の管理)」を「第五條(選挙事務の管理及び監督)」に、「第二百七十三條(選挙政令の立案及び選挙事務の委嘱)」を「第二百七十三條(選挙事務の委嘱)」に改める。

第十條(公職選挙法の一部改正)中第五條の次に一條を加える改正規定

のうちの第五條の二第三項中「三人以上」を「二人以上」に改め、同條第五項中「三人以上」を「二人以上」に、「二人以外」を「一人以外」に改める。
第二十一條の次に次の四條を加える。

第二十二條 税理士法(昭和二十六年法律第二百三十七号)の一部を次のように改正する。

第三十九條第二項中「地方財政委員会」を「自治庁」に改める。
第二十三條 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法(昭和二十六年法律第九十七号)の一部を次のように改正する。

第二條第四項中「第十五條第一項に定める。地方財政委員会規則」を削る。

第二十四條 急傾斜地帯農業振興臨時措置法(昭和二十七年法律第三十五号)の一部を次のように改正する。
第十五條第一項第一号を次のように改める。

一 自治庁次長
第二十五條 特殊土じょう地帯災害防除及び振興臨時措置法(昭和二十七年法律第九十六号)の一部を次のように改正する。
第六條第一項第一号を次のように改める。

一 自治庁次長
要領書
一、委員会の決定の理由
本法律案は自治庁設置法に伴う、關係法律を整理しようとするものであつて適當の措置と認められたが、本委員会においては、中央選挙管

- 2 自治庁長官は、参議院全国選出議員の選挙以外の選挙に関する事務について都道府県の選挙管理委員会を指揮監督する。
- 3 中央選挙管理委員会は、参議院全国選出議員の選挙に関する事務について都道府県の選挙管理委員会を指揮監督する。
- 第五條の次に次の一條を加える。
- (中央選挙管理委員)
- 第五條の二 中央選挙管理委員は、委員五人をもつて組織する。
- 2 委員は、国会議員以外の者で参議院議員の被選挙権を有する者の中から国会の議決による指名に基いて、内閣総理大臣が任命する。
- 3 前項の指名に当つては、同一の政党その他の団体に属する者が、三人以上とならないようにしなければならない。
- 4 内閣総理大臣は、委員が左の各号の一に該当するに至つた場合は、その委員を罷免するものとする。但し、第二号及び第三号の場合においては、国会の同意を得なければならない。
- 一 参議院議員の被選挙権を有しなくなつた場合又は準禁治産の宣告を受けた場合
- 二 心身の故障のため、職務を執行することができない場合
- 三 職務上の義務に違反し、その他委員たるに適しない非行があつた場合
- 5 委員のうち同一の政党その他の団体に属する者が三人以上となつた場合においては、内閣総理大臣は、くじで定める二人以外の委員を罷免するものとする。
- 6 国会は、第二項の規定による委員の指名を行う場合においては、同時に委員と同数の予備委員の指名を行わなければならない。予備委員が欠けた場合においては、同時に委員の指名を行うときに限り、予備委員の指名を行う。
- 7 予備委員は、委員が欠けた場合又は故障のある場合に、その職務を行う。
- 8 第二項から第五項までの規定は、予備委員について準用する。
- 9 委員の任期は、三年とする。但し、補欠委員の任期は、その前任者の残任期間とする。
- 10 前項の規定にかかわらず、委員は、国会の閉会又は衆議院の解散の場合に任期が満了したときは、あらたに委員が、その後最初に召集された国会における指名に基いて任命されるまでの間、なお、在任するものとする。
- 11 委員は、非常勤とする。
- 12 委員長は、委員の中から互選しなければならない。
- 13 委員長は、中央選挙管理委員を代表し、その事務を総理する。
- 14 中央選挙管理委員の会議は、その委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。
- 15 中央選挙管理委員の職事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは委員長が決することによる。
- 16 中央選挙管理委員の職務は、自治庁選挙部において行う。
- 17 前各項に定めるものの外、中央選挙管理委員の運営に關し必要な事項は、中央選挙管理委員が定める。
- 第六條第一項中「全国選挙管理委員会を、自治庁長官、中央選挙管理委員」に改める。
- 第三十四條第四項及び第五項中「当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会」の下に「(参議院全国選出議員の選挙については中央選挙管理委員会)」を加え、同條第五項中「又は国会法(昭和二十三年法律第七十九号)第百十條議員の欠員の場合の通知」の規定による通知(参議院全国選出議員の場合に限る。)」を削る。
- 第四十九條第四号中「全国選挙管理委員会が指定する」と命令で定める」に改める。
- 第七十五條第三項中「当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会」の下に「(参議院全国選出議員の選挙については中央選挙管理委員会)」を加える。
- 第八十三條第二項中「選挙分会に関するものについては当該都道府県の選挙管理委員会」を「(参議院全国選出議員の選挙については中央選挙管理委員会)」に改める。
- 第九十六條第八項、第百條第二項、第百一條、第百三條第一項、第百五條、第百六條、第百七條及び第百八條第一項各号列記以外の部分中「当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会」の下に「(参議院全国選出議員の選挙については中央選挙管理委員会)」を加える。
- 第百八條第一項第一号及び第二号を次のように改める。
- 一 衆議院議員、参議院議員及び都道府県知事の選挙にあつては内閣総理大臣に
- 第百八條第一項第三号を同條同項第二号とし、以下一号ずつ繰り上げ、同條第二項を次のように改める。
- 2 内閣総理大臣は、前項の規定により衆議院議員又は参議院議員の選挙につき第百五條(当選証書の附與及び告示)の規定により当選証書を附與した旨の報告を受けたときは、直ちにその旨並びに当選人の住所及び氏名をそれぞれ衆議院議長又は参議院議長に報告しなければならない。
- 第百十條第一項各号列記以外の部分中「当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会」の下に「(参議院全国選出議員の選挙については中央選挙管理委員会)」を加える。
- 第百十一條第一項各号列記以外の部分中「参議院(地方選出)議員」を「参議院議員」に改め、同項第一号中「全国選挙管理委員会」を「内閣総理大臣」に改め、同項第二号を同項第三号とし、以下一号ずつ繰り下げ、同項第一号の次に次の一号を加える。
- 二 参議院(全国選出)議員については、国会法第百十條の規定によりその欠員を生じた旨の通知を受けた日から五日以内に、内閣総理大臣から中央選挙管理委員会に
- 第百十一條第二項中「前項の通知を受けた選挙管理委員会」の下に「又は中央選挙管理委員会」を加え、同條第三項を削る。
- 第百十二條第六項中「又は第三項」を削る。
- 第百十三條第一項各号列記以外の部分中「衆議院議員、参議院(地方選出)議員(在任期間を同じくするものをいう。又は地方公共団体の議会の議員の欠員につき、第百十條(議員の欠員の場合の通知)第一項第一号若しくは第二号の規定による通知又は参議院(全国選出)議員(在任期間を同じくするものをいう。又は地方公共団体の議会の議員の欠員につき、第百十條(議員の欠員の場合の通知)の規定による通知を受けた場合においては、これを「衆議院議員、参議院議員(在任期間を同じくするものをいう。又は地方公共団体の議会の議員の欠員につき、第百十一條(議員の欠員の場合の通知)第一項第一号から第三号までの規定による通知を受けた場合において、これを「当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会」の下に「(参議院全国選出議員の選挙については中央選挙管理委員会)」を加え、同條第二項各号列記以外の部分中「当該選挙に関する事務を

昭和二十七年七月二十三日 参議院會議録第六十八号 自治庁設置法案外三件

管理する選挙管理委員会」の下に「(参議院全国選出議員の選挙については中央選挙管理委員会)を加え、(第百一十一條第一項第一号若しくは第二号の規定による通知又は国会法第百十條の規定による通知(参議院全国選出議員の場合に限る。))を第百一十一條第一項第一号から第三号までの規定による通知」に改め、同條第四項中「第四号」を第五号に改める。

第百十四條中「第三号」を「第四号」に改める。

第百十五條第七項中「第四号」を「第五号」に改める。

第百十九條第二項中「第四号、第五号若しくは第七号」を「第三号、第四号若しくは第六号」に改める。

第百二十條第一項中「第四号、第五号又は第七号」を「第三号、第四号又は第六号」に改め、同條第二項中「第四号、第五号若しくは第七号」を「第三号、第四号若しくは第六号」に改める。

第百三十條第二項及び第百三十四條第一項中「当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会」の下に「(参議院全国選出議員の選挙については中央選挙管理委員会)」を加える。

第百三十六條第一号を次のように改める。

一 中央選挙管理委員会の委員及び中央選挙管理委員の職務に従事する自治庁の職員並びに選挙管理委員会の委員及び職員

第百四十一條第二項及び第三項

中「当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会」の下に「(参議院全国選出議員の選挙については中央選挙管理委員会)」を加える。

第百四十四條第二項中「当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会」の下に「(参議院全国選出議員の選挙については中央選挙管理委員会)」を加え、「全国選挙管理委員会」を「中央選挙管理委員会」に改める。

第百四十八條第二項中「選挙管理委員会」の下に「(参議院全国選出議員の選挙については中央選挙管理委員会)」を加える。

第百四十九條第一項中「全国選挙管理委員会」を「命令」に改める。

第百五十條第三項中「全国選挙管理委員会」を「自治庁長官」に改める。

第百六十七條第四項中「全国選挙管理委員会」を「命令」に改める。

第百六十八條第一項及び第百六十九條第一項中「全国選挙管理委員会」を「中央選挙管理委員会」に改める。

第百七十二條中「当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会」の下に「(参議院全国選出議員の選挙については中央選挙管理委員会)」を加える。

第百七十七條第一項中「全国選挙管理委員会」を「自治庁長官」に改める。

第百八十條第三項中「当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会」の下に「(参議院全国選出議員の選挙については中央選挙管理委員会)」を加える。

議員の選挙については中央選挙管理委員会」を加える。

第百八十五條第二項を次のように改める。

2 前項の会計帳簿の種類及び様式は、命令で定める。

第百八十九條第一項各号列記以外の部分中「当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会」の下に「(参議院全国選出議員の選挙については中央選挙管理委員会)」を加える。

第百九十二條第一項中「当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会」の下に「(参議院全国選出議員の選挙については中央選挙管理委員会)」を加え、「全国選挙管理委員会」を「命令」に改め、同條第二項中「全国選挙管理委員会」を「中央選挙管理委員会」に改め、同條第三項中「当該選挙管理委員会」を「当該報告書を受理した選挙管理委員会又は中央選挙委員会」に改め、同條第四項中「当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会」の下に「(参議院全国選出議員については総理府令)」を加える。

第百九十三條中「全国選挙管理委員会」を「中央選挙管理委員会」に改める。

第百九十五條第二項及び第百九十六條中「当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会」の下に「(参議院全国選出議員の選挙については中央選挙管理委員会)」を加える。

第二百四條第一項及び第二百八條第一項中「全国選挙管理委員会」を「中央選挙管理委員会」に改める。

第二百十七條中「当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会の所在地を管轄する高等裁判所」の下に「(参議院全国選出議員の選挙については東京高等裁判所)」を加える。

第二百二十條第一項中「全国選挙管理委員会に通知し、且つ、」を「自治庁長官に通知し、且つ、」を「参議院全国選出議員の選挙については中央選挙管理委員会、この法律に定めるその他の選挙については」に改め、同條第三項中「全国選挙管理委員会に送付し、且つ、」を「自治庁長官に送付し、且つ、」を「参議院全国選出議員の選挙については中央選挙管理委員会、この法律に定めるその他の選挙については」に改める。

第二百二十一條第二項、第二百二十三條第二項、第二百二十六條、第二百二十七條及び第二百三十七條第四項中「選挙管理委員会の委員」を「中央選挙管理委員会の委員」を「中央選挙管理委員会の委員若しくは中央選挙管理委員の職務に従事する自治庁の職員、選挙管理委員会の委員」に改める。

第二百五十四條中「全国選挙管理委員会に通知し、且つ、」を「自治庁長官に通知し、且つ、」を「参議院全国選出議員の選挙については中央選挙管理委員会、この法律に定めるその他の選挙については」に改める。

第二百六十三條第五号中「で全国選挙管理委員会の定めるもの」を削る。

第二百七十三條を次のように改める。

第二百七十三條 都道府県又は市町村の選挙管理委員会が、都道府県知事又は市町村長の承認を得て、当該都道府県又は市町村の補助機関たる職員に選挙に関する事務を委嘱したときは、これらの職員は忠実にその事務を執行しなければならない。

第十一條 費面再評価法(昭和二十五年法律第百十号)の一部を次のように改正する。

第四十五條第八項中「地方財政委員会」を「自治庁長官」に改める。

第十二條 国会議員の選挙等の執行經費の基準に関する法律(昭和二十五年法律第百七十九号)の一部を次のように改正する。

第七條第四項、第十一條、第十三條第一項、第十四條第二項、第十八條及び第十九條中「全国選挙管理委員会」を「自治庁長官」に改める。

第十三條 地方財政平衡交付金法(昭和二十五年法律第百一十一号)の一部を次のように改正する。

本則(第七條、第十二條第三項及び第十七條を除く。中委員会)を「自治庁長官」に、「規則」を「総理府令」に改める。

第三條第三項中「地方財政委員会(以下「委員会」という。))を「自治庁長官」に改める。

第四條第九号を削り、同條第十号を同條第九号とする。

第六條中第四項から第六項までを削る。

第七條各号列記以外の部分中

「委員会」を「内閣」に改め、「内閣及び内閣を通じて」を削る。

第十二條第三項及び第十七條中「規則を政令」に改める。

第十四條 地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の一部を次のように改正する。

本則（第二百九十二條第七号、第三百一十一條第三項、第三百五十條、第三百九十四條、第三百九十二條、第三百九十四條第三項及び第四項、第四百一十一條並びに第七百三十七條から第七百三十九條までを除く。）中「地方財政委員会」及び「地方財政委員会委員長」を「自治庁長官」、「地方財政委員会規則」を「総理府令」、「地方財政委員会事務局」を「自治庁」に改める。

第二百九十二條、第二百九十二條第七号、第三百一十一條第三項、第三百五十條、第三百九十四條、第三百九十二條、第三百九十四條第三項及び第四項、第四百一十一條並びに第七百三十七條から第七百三十九條までを除く。）中「地方財政委員会」及び「地方財政委員会委員長」を「自治庁長官」、「地方財政委員会規則」を「総理府令」、「地方財政委員会事務局」を「自治庁」に改める。

第二百九十二條、第二百九十二條第七号、第三百一十一條第三項、第三百五十條、第三百九十四條、第三百九十二條、第三百九十四條第三項及び第四項、第四百一十一條並びに第七百三十七條から第七百三十九條までを除く。）中「地方財政委員会」及び「地方財政委員会委員長」を「自治庁長官」、「地方財政委員会規則」を「総理府令」、「地方財政委員会事務局」を「自治庁」に改める。

第十五條 地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）の一部を次のように改正する。

第五十九條中「地方自治庁」を「自治庁」に改める。

第十六條 農業委員会法（昭和二十六年法律第八十八号）の一部を次のように改正する。

第二十七條第二項中「全国選挙管理委員会」を「自治庁長官」に改める。

第十七條 資金運用部資金法（昭和二十六年法律第九号）の一部を次のように改正する。

第十條第二項中「地方財政委員

会委員長」を「自治庁長官」に改める。

第十八條 モーターボート競走法（昭和二十六年法律第二百四十二号）の一部を次のように改正する。

第二條第一項中「地方財政委員会」を「自治庁長官」に改める。

第十九條 町村職員恩給組合法（昭和二十七年法律第 号）の一部を次のように改正する。

第三條第二項中「地方自治庁」を「自治庁」に改める。

第二十條 地方財政平衡交付金法の一部を改正する法律（昭和二十七年法律第 号）の一部を次のように改正する。

附則第三項中「規則」を「総理府令」に改める。

第二十一條 日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障協約第三條に基く行政協定の実施に伴う地方税法の臨時特例に関する法律（昭和二十七年法律第 号）の一部を次のように改正する。

第五條中「地方財政委員会規則」を「総理府令」に改める。

附則

1 この法律は、自治庁設置法（昭和二十七年法律第 号）施行の日から施行する。

2 この法律施行の際国民審査管理委員会又は全国選挙管理委員会が保存している審査録又は選挙録は、中央選挙管理委員会において引き続き保存するものとする。

3 改正後の公職選挙法第五條の二の規定による中央選挙管理委員の任命のために必要な行為は、この

法律施行前においても行うことができる。

4 この法律施行前法令の規定に基いて地方財政委員会若しくは地方財政委員会委員長がした処分又は地方財政委員会若しくは地方財政委員会委員長が若しくは地方財政委員会委員長に対してした請求、異議の申立その他の行為は、この法律施行後における法令の相当規定に基いて自治庁長官がした処分又は自治庁長官に対してした請求、異議の申立その他の行為とみなす。

5 この法律施行の際現に効力を有する地方財政委員会規則又は全国選挙管理委員会規則は、この法律の施行後は、それぞれ、政令をもつて規定すべき事項を規定するものについては政令で、総理府令をもつて規定すべき事項を規定するものについては総理府令としての効力を有するものとする。

審査報告書

郵政省設置法の一部を改正する法律案

右多数をもつて別冊の通り修正議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十七年七月二十二日

内閣委員長 河井 彌八

参議院議長 佐藤 尚武殿

多数意見者署名

岡田 恒次 中川 幸平

愛知 揆一 鈴木 直人

郡 祐一 栗栖 勉夫

竹下 豊次

第三條の改正規定中第二項第三号を第四号とし、第四号を第五号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三 国民貯蓄債券の売りさばき、償還及び買上並びにその割増金の支拂に関する業務

第六條第一項第十二号の次に四号を加える改正規定中の第十二号の三中「公共企業体調停委員会」を「公共企業体等調停委員会」に、「公共企業体仲裁委員会」を「公共企業体等仲裁委員会」に改め、第六條第一項第十二号の次に四号を加える改正規定の次に次の改正規定を加える。

第六條第二項中「前項第十号に掲げる事務及び」を「前項第十号及び第十二号の三に掲げる事務並びに」に改める。

第十九條第一項の表の改正規定中「第十九條第一項の表」の下に「目的の欄中「運営」の下に「及び事務（電波及び放送の規律に関するものを除く。）の公平且つ能率的な運営」を、「その事業」の下に「及び事務（電波及び放送の規律に関するものを除く。）を加え、同表」を加える。

附則中「七月一日」を「八月一日」に改める。

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は行政機構改革の一環として、電氣通信に関する行政事務を郵政省に統合するための改正であつて、電波監理委員会を廃止し、郵政省の内部事務局として電波監理局を、地方支分部局として地方電波監理局を、附属機関として電波監理審議会等を置き、現在の

電波監理委員会の所掌する事務を行うこととする等改正を加えようとするものであるが、本委員会においては、概ね適當の措置と認めたいが別冊の如く修正を加えた。

二、事件の利害得失

この措置により行政機構を整備し得る利益がある。

三、費用

本法律案のため別に費用は要しない。

郵政省設置法の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三條により送付する。

昭和二十七年五月二十九日

衆議院議長 林 義治

参議院議長 佐藤 尚武殿

郵政省設置法の一部を改正する法律案

郵政省設置法の一部を改正する法律案

郵政省設置法（昭和二十三年法律第二百四十四号）の一部を次のように改正する。

目次中「地方機関」を「地方支分部局」に改める。

第一條中「第三條に掲げる事業を合理的、能率的に經營する」と第三條に掲げる事業を合理的、能率的に經營し、且つ、その所掌する行政事務を能率的に遂行する」に改める。

第三條を次のように改める。

（郵政省の任務）

第三條 郵政省は、左に掲げる国の

電波監理委員会の所掌する事務を行うこととする等改正を加えようとするものであるが、本委員会においては、概ね適當の措置と認めたいが別冊の如く修正を加えた。

二、事件の利害得失

この措置により行政機構を整備し得る利益がある。

三、費用

本法律案のため別に費用は要しない。

郵政省設置法の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三條により送付する。

昭和二十七年五月二十九日

衆議院議長 林 義治

参議院議長 佐藤 尚武殿

郵政省設置法の一部を改正する法律案

郵政省設置法の一部を改正する法律案

郵政省設置法（昭和二十三年法律第二百四十四号）の一部を次のように改正する。

目次中「地方機関」を「地方支分部局」に改める。

第一條中「第三條に掲げる事業を合理的、能率的に經營する」と第三條に掲げる事業を合理的、能率的に經營し、且つ、その所掌する行政事務を能率的に遂行する」に改める。

第三條を次のように改める。

（郵政省の任務）

第三條 郵政省は、左に掲げる国の

昭和二十七年七月二十三日 参議院會議録第六十八号 自治庁設置法案外三件

事業及び行政事務を一体的に遂行する責任を負う行政機関とする。

一 郵便事業

二 郵便貯金事業、郵便為替事業及び郵便振替貯金事業

三 簡易生命保険事業及び郵便年金事業

四 電気通信に関する事務

二 郵政省は、前項の事業及び事務の外、左に掲げる業務をつかさどる。

一 前項の事業に附帯する業務

二 日本電信電話公社、国際電信電話株式会社及び日本放送協会から委託された業務

三 印紙の売りさばきに関する業務

四 年金及び恩給の支給その他国庫金の受入拂渡に関する業務

第四條第十四号の次に次の二号を加える。

十四の二 所掌事務に係る公益法人その他の団体につき、許可又は認可を與えること。

十四の三 法令の定めるところに従い、所掌事務に関し、届出をさせ、報告を徴し、又は必要な命令をすること。

第四條第二十二号の次に次の十五号を加える。

二十二の二 法令の定めるところに従い、日本電信電話公社及び国際電信電話株式会社を監督すること。

二十二の三 法令の定めるところ

に従い、有線電気通信を規律し、及び監督すること。

二十二の四 法令により委任された範囲において、電気通信に関する国際的取極を商議し、及び締結すること並びに国際電気通信連合その他の機関と連絡すること。

二十二の五 法令の定めるところに従い、無線局の開設の根本的基準を定めること及び無線局（高周波利用設備を含む。以下同じ。）について免許（許可及び承認を含む。以下同じ。）をすること。

二十二の六 法令の定めるところに従い、無線設備（高周波利用設備を含む。以下同じ。）の技術基準を定めること。

二十二の七 法令の定めるところに従い、無線局について、その無線設備、無線従事者の資格及び員数等を検査すること。

二十二の八 法令の定めるところに従い、電波を監視し、及び規律すること。

二十二の九 周波数標準値を定め、標準電波を放射し、及び標準時を通報すること。

二十二の十 電波の伝わり方について、予報及び異常に関する警報を発し、並びにその他の通報をすること。

二十二の十一 法令の定めるところに従い、無線従事者国家試験を行い、及び無線従事者免許を與えること。

二十二の十二 委託により、無線設備の性能試験並びにその機器の型式検定及び較正を行うこと。

二十二の十三 委託により、無線局の周波数を測定すること。

二十二の十四 電波の利用を助成し、及び促進すること。

二十二の十五 法令の定めるところに従い、日本放送協会を監督すること。

二十二の十六 法令の定めるところに従い、有線放送業務の運用を規正すること。

「第二章 内部部局及び地方機関」を「第二章 内部部局及び地方支分部局」に改める。

第五條第二項中「簡易保険局」を「簡易保険局」に改める。

第六條第一項第五号の次に次の二号を加える。

五の二 聴聞に関すること。

五の三 電波監理審議会に関すること。

第六條第一項第六号の次に次の二号を加える。

六の二 公益法人その他の団体に對する許可又は認可に関すること。

六の三 図書及び資料に関すること。

第六條第一項第十一号の（一）を次のように改める。
（一）各部局の事業又は業務計画案に基き資材及び物品の需給計画を作成し、及び実施すること。

第六條第一項第十二号の次に次の四号を加える。

十二の二 日本電信電話公社及び国際電信電話株式会社を監督すること。

十二の三 公共企業体調停委員会に對する調停の請求及び公共企業体仲裁委員会に對する仲裁の請求に関すること。

十二の四 有線電気通信を規律し、及び監督すること。

十二の五 電波及び放送の規律に関する事項以外の国際電気通信の管理に関する国際的取極及び国際電気通信連合その他の機関との連絡に関すること。

第八條第四号中「國際會議」を「國際的取極」に改め、同條第十三号及び第十三号の二を次のように改める。

十三 日本電信電話公社及び国際電信電話株式会社から委託された業務を処理すること。

十三の二 日本放送協会から委託された業務を処理すること。

第九條第五号中「國際會議」を「國際的取極」に改める。

第十條第二十三号中「簡易生命保険郵便年金事業審議会及び」を削り、同條の次に次の一條を加える。

（電波監理局の事務）

第十條の二 電波監理局において左に掲げる事務をつかさどる。
一 電波及び放送の規律（有線放送の業務の運用の規正を含む）

一七〇〇

以下同じ）に関する企画を行い、及び実施すること。

二 電波及び放送の規律に関する法令を立案し、及び実施すること。

三 電波及び放送の規律に関する事務取扱方法を制定し、及び実施すること。

四 電波及び放送の規律に関する国際的取極及び国際電気通信連合その他の機関との連絡に関すること。

五 周波数の割當に関すること。

六 無線局の開設の根本的基準を定めることその他無線局の免許に関すること。

七 無線設備の技術基準を定めること。

八 無線局の運用及び検査に関すること。

九 無線従事者の国家試験及び免許に関すること。

十 電波を監視し、及び規正すること並びに不法に開設された無線局を捜査すること。

十一 無線局の電波の放射の停止に関すること。

十二 電波の伝わり方についての予報及び警報に関すること。

十三 委託により、無線局の周波数を測定すること。
十四 電波の利用に関する研究及び調査をし、又はこれを部外の研究機関に委託すること。
十五 電波の利用を助成し、及び促進すること。

十六 日本放送協会に關するこ
と。

十七 所部の職員に必要及び採用
に關する計画案を作成するこ
と。

十八 所部の職員を訓練するこ
と。

十九 電波監理局の所掌事務に關
する予算案を準備し、及び成立
予算に基く業務計画を実施する
こと。

二十 電波監理局の所掌事務に關
する一般會計の決算をするこ
と。

二十一 電波監理局の所掌事務に
關する一般會計の收入及び支出
の調定及び出納をすること。

二十二 電波監理局の所掌事務に
關する周知を行い、及び統計を
作成すること。

二十三 電波技術審議會及び電波
研究所に關する事務を処理する
こと。

二十四 前各号に掲げるものの
外、電波及び放送の規律に關す
ること。

二十五 前各号の事務に附帶する
こと。

第十一條第三号を次のように改め
る。

三 郵政省所管の各會計の會計及
び財務に關する法令及び手続に
關すること。

第十一條第四号の次に次の一号を
加える。

四の二 郵政省所管の各會計の決
算の取りまとめをすること。

「第二節 地方機關を」第二節
「地方支分部局」に改める。

第十二條第一項を次のように改め
る。

(地方支分部局)

第十二條 郵政省に、左の地方支分
部局を置く。

地方郵政監察局

地方電波監理局

地方貯金局

地方簡易保險局

郵便局

第十二條第二項中「地方郵政局は
第八條から第十條までに掲げる事務
の一部を分掌し、」の下に「地方電波
監理局は第十條の二並びに第六條第

一項第十二号の二及び第十二号の四
に掲げる事務の一部を分掌し、」を加
え、同條第四項中「地方機關を」地
方支分部局」に、「第六條を」第六
條(同條第一項第十二号の二及び第
十二号の四に掲げるものを除く。に、
同條第五項中「地方機關を」地
方支分部局」に改める。

第十三條 地方郵政監察局及び地方
郵政局は、それぞれ東京、長野、
市、名古屋、金沢、大阪、
広島、松山、熊本市、仙台市
及び札幌市に置く。

2 地方郵政監察局及び地方郵政局
の名称及び管轄区域は、政令で定
める。

3 地方電波監理局の名称、位置及
び管轄区域は、左の通りとする。

4 第十條の二第十号及び第十一号
に掲げる事務については、前項の
管轄区域にかかわらず、郵政省令
で別段の定をすることが出来る。

5 地方郵政監察局、地方郵政局及
び地方電波監理局の内部組織は、
郵政省令で定める。

6 郵政大臣は、地方支分部局の事
務の一部を分掌させるため必要が
ある場合は、地方支分部局の出張
所を設けることができる。

7 地方電波監理局の出張所の名
称、位置、管轄区域、所掌事務の
範圍及び内部組織は、郵政省令で
定める。

8 地方貯金局、地方簡易保險局及
び郵便局並びに前項の出張所以外
の出張所の名称、位置、管轄区域、
所掌事務の範圍及び内部組織は、
郵政大臣が定める。

第十四條中「職員訓練所」を「職員
研究所」に改める。

「簡易生命
保險郵便
年金審査
會

第十九條第一項の表中

保險契約者、保險金受取人、年
金契約者、年金受取人、年金繼
統受取人又は返還金受取人が簡
易生命保險又は郵便年金の契約
上の權利義務に關する事項につ
いて国との間に紛争を生じた場
合、その紛争処理機關として公
平な審査をし、及び裁決をする
こと。

七 前各号の事務に附帶するこ
と。

七 前各号の事務に附帶するこ
と。

七 前各号の事務に附帶するこ
と。

名 称	位 置	管 轄 区 域
関東電波監理局	東京都	東京都、神奈川県、埼玉県、群馬県、茨城県、栃木県、山梨県
信越電波監理局	長野市	長野県、新潟県
東海電波監理局	名古屋市	愛知県、三重県、静岡県、岐阜県
北陸電波監理局	金沢市	石川県、福井県、富山県
近畿電波監理局	大阪市	大阪府、京都府、兵庫県、奈良県
中国電波監理局	広島市	滋賀県、和歌山県、鳥取県、島根県、岡山県
四国電波監理局	松山市	山口県、徳島県、香川県、高知県
九州電波監理局	熊本市	熊本県、長崎県、福岡県、大分県
東北電波監理局	仙台市	佐賀県、宮崎県、鹿児島県、岩手県、青森県
北海道電波監理局	札幌市	山形県、秋田県、北海道

第十七條の次に次の一條を加え
る。

(電波研究所)

第十七條の二 電波研究所は、左に
掲げる事項を行うための機關とす
る。

一 電波の伝わり方の調査、研究
及び調査を行うこと。

二 周波数標準値を定め、標準電
波を放射し、及び標準時を通報
すること。

三 電波の伝わり方について、予
報及び異常に關する警報を送信
し、並びにその他の通報をする
こと。

四 無線設備の機器の型式検定を
すること。

五 無線設備の性能試験及びその
機器の校正を行うこと。

六 第二号から第五号までの事項
に關する研究及び調査を行うこ
と。

七 前各号の事務に附帶するこ
と。

七 前各号の事務に附帶するこ
と。

七 前各号の事務に附帶するこ
と。

七 前各号の事務に附帶するこ
と。

七 前各号の事務に附帶するこ
と。

七 前各号の事務に附帶するこ
と。

七 前各号の事務に附帶するこ
と。

昭和二十七年七月二十三日、参議院會議第六十八号 自治庁設置法案外三件

「簡易生命保険郵便年金審査会」

電波監理審議会

電波技術審議会

改める。

- 第二十一條を次のように改める。
(特別な職)
第二十一條 大臣官房に電氣通信監理官一人を置く。
- 電氣通信監理官は、命を受けて第六條第一項第十二号の二から第十二号の五までに掲げる事項に関する事務を掌理する。
- 郵務局、貯金局及び簡易保険局に次長各一人を、電波監理局に次長二人を置く。
- 次長は、局長を助け、局務を整理する。
- 第二十一條の次に次の一條を加える。
- 第二十一條の二 電波監理審議会に、審理官五人以内を置く。

保險契約者、保險金受取人、年金契約者、年金受取人、年金継続受取人又は返還金受取人が簡易生命保険又は郵便年金の契約上の権利義務に関する事項について因との間に紛争を生じた場合、その紛争処理機関として公平な審査をし、及び裁決をすること。
電波及び放送の規律に関する事務の公平且つ能率的な運営を図るため、その事務に関する事項を調査審議し、郵政大臣に必要な勧告をし、並びに電波法(昭和二十五年法律第三十一号)及び有線放送業務の運用の規正に関する法律(昭和二十六年法律第三十五号)に基く郵政大臣の処分に対する異議の申立について審査及び議決をすること。
郵政大臣の諮問に依りて電波の技術に関する事項を調査審議すること。

- 審理官は、電波法第七章に規定する聴聞を主宰する。
 - 審理官は、電波監理審議会の議決を経て、郵政大臣が任命する。
 - 第二十六條を次のように改める。
第二十六條 創設
第二十七條中「局、地方機関」を「内部部局、地方支分部局」に改める。
- 附則
この法律は、昭和二十七年七月一日から施行する。
- 審査報告書
郵政省設置法の一部改正に伴う關係法令の整理に関する法律案
右多数をもつて別冊の通り修正議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十七年七月二十二日

内閣委員長 河井 彌八
参議院議長 佐藤 武敏

多数意見者署名

中川 幸平 岡田 恒次
鈴木 直人 愛知 毅一
郡 祐一 竹下 豊次
栗栖 越夫

- 第二條(電波法の一部改正)中第十九條の次に一章を加える改正規定のうち第十九條の十一(必要の諮問事項)中「諮問しなければならない。」を「諮問し、その議決を尊重して措置をしなければならない。」に改め、同條第一号中「第十三條第一項」の上に「第九條第一項但書(許可を要しない工事設計変更)」を加え、「制定」を「制定し、変更し、又は廃止」に改める。
- 第二條(電波法の一部改正)中第十九條の次に一章を加える改正規定のうち第十九條の十一第二号の次に次の一を加える。
三 第八條の規定による無線局の予備免許、第九條第一項の規定による工事設計変更の許可又は第七十一條第一項の規定による無線局の周波数等の指定の変更の処分をしようとするとき。
- 第二條(電波法の一部改正)中第十九條の次に一章を加える改正規定のうち第十九條の十一に次の一項を加える。
二 前項第三号に掲げる事項のうち、電波監理審議会が輕微なものと認めるものについては、郵政大臣は、電波監理審議会に諮問しないで措置をすることができ

- 第二條(電波法の一部改正)中第十九條の次に一章を加える改正規定のうち第十九條の十二の次に次の一條を加える。
(勧告)
第九十九條の十三 電波監理審議会は、第九十九條の十一に掲げる事項その他電波の規律に関する事項、郵政大臣に対して必要な勧告をすることができ
- 郵政大臣は、前項の勧告を受けたときは、その内容を公表するとともに、これを尊重して必要な措置をしなければならない。
- 第三條(放送法の一部改正)に次の改正規定を加える。
第四十八條を次のように改める。
(電波監理審議会への諮問)
第四十八條 郵政大臣は、左に掲げる場合には、電波監理審議会に諮問し、その議決を尊重して措置をしなければならない。
一 第九條第五項(修理業務を行う場所の指定)、第十一條第二項(定款変更の認可)、第三十二條第二項及び第三項(受信料免除の基準及び受信契約條項の認可)、第三十三條(國際放送実施の命令)、第三十四條第一項(放送に関する研究の実施命令)、第四十三條第一項(放送の廃止又は休止の認可)又は前條(放送設備の譲渡等の認可)の規定による処分をしようとするとき。
- 第三十七條第二項の規定により日本放送協会の收支予

- 算、事業計画及び資金計画に對して意見を附けようとするとき。
- 前項各号に掲げる事項のうち、電波監理審議会が輕微なものと認めるものについては、郵政大臣は、電波監理審議会に諮問しないで措置をすることができ
- 第四十九條を次のように改める。
(勧告)
第四十九條 電波監理審議会は、前條に掲げる事項その他放送の規律に関し、郵政大臣に対して必要な勧告をすることができ
- 郵政大臣は、前項の勧告を受けたときは、その内容を公表するとともに、これを尊重して必要な措置をしなければならない。
- 第四條(有線放送業務の運用の規正に関する法律の一部改正)のうち第九條第二項の改正規定を次のように改める。
第九條第二項を次のように改める。
- 電波法(昭和二十五年法律第三十一号)第七章(異議の申立及び訴訟)の規定は、前項の異議の申立に関し準用する。この場合においては、同法第八十五條中「第八十三條」とあるのは「有線放送業務の運用の規正に関する法律第九條第一項」と読み替へるものとする。
- 第七條の次に次の一條を加える。

(労働関係調整法等の一部を改正する法律の一部改正)
第八條 労働関係調整法等の一部を改正する法律(昭和二十七年法律第 号)の一部を次のように改正する。

第二條(公共企業体労働関係法の一部改正)のうち第二條の改正規定中「日本放送協会から委託された業務」の下に「国民貯蓄債券の売りさばき、償還及び買上並びにその増増金の支拂に関する業務」を加える。

附則第五項中「九箇月」を「八箇月」、「一年九箇月」を「一年八箇月」、「二年九箇月」を「二年八箇月」に改め、同項を第七項とし、第四項の次に次の二項を加える。

この法律施行の際国会が閉会中である場合においては、郵政大臣は、第二條の規定による改正後の電波法第九十九條の三の規定にかかわらず、同議院の同意を得ないで、電波監理審議会の最初の委員を任命することが出来る。

6 前項の場合においては、任命後最初に召集される国会において、当該委員の任命について、同議院の事後の承認を求めなければならない。同議院の事後の承認が得られなかつたときは、当該委員は当然退職するものとする。

要領書

一、委員会の決定の理由
本法律案は郵政省設置法の一部改正に伴い、電波監理委員会設置

法を廃止する等関係法令を整理しようとするものであるが、本委員会においては電波監理審議会の権限を原案よりも強化するべく別冊の如く修正を加えた。

二、事件の利害得失
この措置により行政機構の改革に伴う関係法令を整理することが出来る。

三、費用
本法の施行に伴い別に費用を要しない。

郵政省設置法の一部改正に伴う関係法令の整理に関する法律案右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三條により送付する。

昭和二十七年五月二十九日
衆議院議長 林 謹治
参議院議長 佐藤 尚武殿

郵政省設置法の一部改正に伴う関係法令の整理に関する法律案郵政省設置法の一部改正に伴う関係法令の整理に関する法律案(電波監理委員会設置法の廃止)

第一條 電波監理委員会設置法(昭和二十五年法律第三十三号)は、廃止する。

第二條 電波法(昭和二十五年法律第三十一号)の一部を次のように改正する。

目次中「第七章 聴聞及び訴訟(第八十三條、第九十九條)」を「第七章 異議の申立及び訴訟(第九十三條、第九十九條)」と改める。

昭和二十七年七月二十三日 参議院會議第六十八号 自治庁設置法案外三件

第七章を除き、「電波監理委員会」と郵政大臣に改める。

第七條の章名中「聴聞」を「異議の申立」に改める。

第八十三條を削り、第八十四條及び第八十五條中「電波監理委員会」を「郵政大臣」に改め、第八十五條を第八十三條とし、第八十五條を第八十四條とし、同條の次に次の一條を加える。

(電波監理審議会への付議)
第八十五條 第八十三條の規定による異議の申立があつたときは、郵政大臣は、前條の規定により申立を却下する場合を除き、遅滞なく、これを電波監理審議会の議に付さなければならない。

第八十六條を次のように改める。

(審議の開始)
第八十六條 電波監理審議会は、前條の規定により議に付された事実につき、異議の申立が受理された日から三十日以内に聴聞を開始しなければならない。

第八十七條中「電波監理委員会」を「電波監理審議会」に改める。

第八十八條第一項中「利害関係者(異議の申立に係る聴聞の場合には利害関係者及び異議の申立をした者、以下同じ)」を「異議の申立をした者その他の利害関係者」に改める。

第九十二條中「若しくはその代理人又は電波監理委員会」を「又はその代理人」に改め、「若しくは電波監理委員会」を削る。

第九十三條中「電波監理委員会」を「電波監理審議会」に改め、同條第三項中「意見書の下に」の「原本」を加え、同條の次に次の一條を加える。

郵政大臣は、前條の議決があつたときは、その議決の日から七日以内に、その議決により異議の申立についての決定を行う。

第九十四條第三項中「電波監理委員会」を「電波監理審議会」に改める。

第九十六條の見出しを「(省令委任事項)」に改め、同條の次に次の一條を加える。

(訴の提起)
第九十六條の二 第八十三條第一項の規定により異議の申立をする事ができる事項に関する訴は、第八十四條第一項の規定による却下の処分又は第九十四條第一項の規定による決定に対する訴のみ提起することが出来る。

第九十七條中「この法律又はこの法律に基く命令の規定に基く電波監理委員会の処分に対する訴」を「前條の訴」に改める。

第九十八條中「前條の訴」を「第九十六條の二の訴」に改め、同條第九十九條中「電波監理委員会」を「電波監理審議会」に改め、同條の次に次の一章を加える。

第七章の二 電波監理審議会

(組織)
第九十九條の二 電波監理審議会は、委員五人をもつて組織する。

2 審議会に会長を置き、委員の互選により選任する。

3 会長は、会務を総理する。

2 委員の任期が満了し、又は欠員を生じた場合において、国会の閉会又は衆議院の解散のため同議院の同意を得ることが出来ないときは、郵政大臣は、前項の規定にかかわらず、同議院の同意を得ないで委員を任命することが出来る。この場合においては、任命後最初の国会において、同議院の同意を得なければならない。

3 左の各号の一に該当する者は、委員となることが出来ない。

一 禁、以上の刑に処せられた者。

二 国家公務員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者。

三 放送事業者その他の電気通信事業者若しくは販売業者又はこれらに類する者が法人であるときはその役員(いかなる名称によらずの職権若しくは支配力を有する者を含む。以下この條中同じ)若しくはその法人の議決権の十分の一以上を有する者(任命の日以前一年間においてこれらに該当した者を含む)。

四 前号に掲げる事業者の団体の役員(任命の日以前一年間においてこれに該当した者を含む)。

(職務)
第九十九條の四 国家公務員法(昭和二十二年法律第二十号)第九十六條、第九十八條から第一百二條まで及び第五條の規定は、委員に準用する。

(任期)
第九十九條の五 委員の任期は、三年とする。但し、補欠の委員は、前任者の残任期間在任する。

2 委員は、再任されることが出来る。

「七〇五」

(退職)
第九十九條の六 委員は、第九十九條の三第二項後段の規定によつて、同議院の同意が得られなかつたときは、当然退職するものとす。

(罷免)
第九十九條の七 郵政大臣は、委員が第九十九條の三第三項各号の一に該当するに至つたときは、これを罷免しなければならない。

第九十九條の八 郵政大臣は、委員が心身の故障のため職務の執行ができなかつたと認めるとき、又は委員に職務上の義務違反その他委員たるに適しない非行があると認めるときは、同議院の同意を得て、これを罷免することとす。

(退職後の就職の制限)
第九十九條の九 委員であつた者は、その退職後一年間は、第九十九條の三第三項第三号及び第四号に掲げる職についてはならぬ。

(会議及び手続)
第九十九條の十 電波監理審議会は、会長を含む三人以上の委員の出席がなければ、会議を開き、議決をすることができない。

2 電波監理審議会の議事は、出席者の過半数をもつて決する。可否同数のときは、会長の決するところによる。

3 前二項に定めるものの外、電波監理審議会の会議の議事に関する手続は、郵政省令で定めらる。

(必要の諮問事項)
第九十九條の十一 郵政大臣は、左に掲げる場合には、電波監理審議会に諮問しなければならない。

一 第四條第一項但書(免許を要しない無線局)の第七條第一項第四号(無線局の開設の根本的基準)、第十三條第一項(無線局の免許の有効期間)、

第十五條(再免許の手続)、第二十八條(第百條第三項において適用する場合を含む)、

(電波の質)の二十九條(受信設備の條件)、第三十條(第百條第三項において適用する場合を含む)(安全施設)、第三十一條(周波数測定装置の備えつけ)、第三十二條(計器及び予備品の備えつけ)、第三十三條(補助装置の備えつけ)、第三十六條(二義務航空機局の條件)、第三十七條(無線設備の機器の検定)、第三十八條(第百條第三項において適用する場合を含む)(技術基準)、第三十九條(無線設備の操作)、第四十條(特殊無線技士の従事範囲)、第四十九條(国家試験の科目等)、第五十條(第三項(無線従事者の資格別員数の指定)、第五十二條第六号(目的外使用)、第五十五條(運用許容時間外運用)、第六十一條(通信方法等)、第六十四條第一項(第二洗時時間)、第六十五條第二項、第七十條の四(航空機局の通信連絡)及び第百條第一項第二項(高周波利用設備)の規定による郵政省令を制定しようとするとき。

二 第七十六條第二項及び第三項の規定による無線局の免許の取消又は第七十九條第一項の規定による無線従事者の免許の取消の処分をしようとするとき。

(諮問)
第九十九條の十二 電波監理審議会は、前條の規定により諮問を受けた場合には、諮問を行わなければならない。

2 電波監理審議会は、前項の場合の外、電波及び放送(有線放送を含む)の規律に關し郵政大臣から諮問を受けた場合において必要であると認めるときは、諮問を行うことができる。

3 第八十七條から第九十三條までの規定は、前二項の諮問に準用する。

4 第一項又は第二項の規定により諮問を行つた事案については、電波監理審議会は、前項において意見書に基き審判を議決しなければならない。

第七十九條の九の規定に違反した者
(放送法の一部改正)
第三條 放送法(昭和二十五年法律第百三十二号)の一部を次のように改正する。

「電波監理委員会を」郵政大臣に改める。
(有線放送業務の運用の規正に關する法律の一部改正)
第四條 有線放送業務の運用の規正に關する法律(昭和二十六年法律第百三十五号)の一部を次のように改正する。

「電波監理委員会」を「郵政大臣」に改める。
(「電波監理委員会規則」を「郵政省令」に改める。

附則
1 この法律は、郵政省設置法の一部を改正する法律(昭和二十七年法律第 号)の施行の日から施行する。

2 従前の電波監理委員会の機関及び職員(委員長及び委員を除く)は、郵政省の相當の機関及び職員となり、同一性をもつて存続するものとする。

3 この法律の施行の現に効力を有する電波監理委員会規則は、この法律の施行後も郵政省令として効力を有するものとする。

4 第二條の規定による改正後の電波法第九十九條の三の規定による電波監理審議会の委員の任命のために必要な行為は、第一項の規定にかかわらず、この法律の施行前において行つたことができる。

5 この法律の施行後最初に任命される電波監理審議会の委員の任期は、第二條の規定による改正後の電波法第九十九條の五の規定にかかわらず、郵政大臣の定めるところにより、一人は九箇月、二人は一年九箇月、一人は九箇月、二人は一年九箇月とする。

(河井彌八君登壇、拍手)
○河井彌八君 議題となりました自治庁設置法案以下四案の内閣委員会の審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

先ず以て申し上げますが、自治庁設置法案と、自治庁設置法の施行に伴う関係法律の整理に關する法律案を第一に申述べまして、次に郵政省設置法の一部改正する法律案及び郵政省設置法の一部改正に伴う関係法律の整理に關する法律案を一括して御報告申し上げます。

一昨日の本会議におきまして、行政整理全般に關しまして私が申述べましたその趣意に基きましてこの報告をいたそうとするものであります。あ

らから御了承を願つておきます。

自治庁設置法案及び自治庁設置法の施行に伴う関係法律の整理に關する法律案について申述べます。

第一に提案の趣意であります。今自治庁設置法案を提出いたしました。地方自治庁、地方財政委員会及び全国選挙管理委員会を統合いたしました。これを以て、これまでの国政民主化の基盤であるところの地方自治の拡充強化と公職選挙の普及徹底を図るために、この仕事を一つの自治庁に統合しようという考えであります。その内容について申述べますれば、第一に、自治庁の任務であります。自治庁は地方自治及び公職選挙等に關する各種の制度の企画、立案並びにその運営の指導に當ると共に、国と地方公共団体相互の間の連絡協調を図ることによつて、地方自治の本旨の実現と民主政治の確立に資することを任務とするとなつております。第二に、自治庁の所掌事務であります。自治庁は現在地方自治庁及び地方財政委員会の所掌する事務と、現在全国選挙管理委員会の所掌する事務の中で、参議院全国選出議員の選挙の管理に關する事務を除いた事務を合せて処理いたすこととなつております。第三に、自治庁の組織について申しますれば、自治庁は國務大臣を以て長官といたしますと共に、地方公共団体の長及び議会の議長等の全国的連合組織の代表者並びに学識経験者を参與といたしまして、その定員を十名といたし、自治庁の庁務全般に亘つて意見を聞くということになつております。又別に地方公共団体の長及び議会の議長等の全国的各連合組織から共同推薦した者より任命された委員三人

並びに学識経験者のうちから任命された委員二人を以て組織する地方財政審議会を置くことになつてゐるのであります。

地方財政審議会につきましては、先ず第一に、自治庁長官が、地方財政平衡交付金の配分等、地方財政に関する事務を処理するに当りまして、あらかじめその議に付して、その意見を尊重しなければならぬという規定を設けておきます。第二に、地方財政平衡交付金の総額の見積りに関しましては自治庁長官に、国、都道府県及び市町村相互の間における財政及びこれに影響を及ぼす諸関係の調整について自治庁長官及び関係機関に対して、意見を申述べる事ができることとなつておるのであります。

又自治庁の内部組織といたしましては、長官官房のほか、行政、選挙、財政及び税務の四部を置くことになつておきます。

なお参議院全国選出議員の選挙の管理事務につきましては、公職選挙法に所定の改正を加へまして、新たに中央選挙管理委員会を設けまして、これに行わせることにいたし、又これに最高裁判所裁判官の国民審査の管理事務をも併せ行わせることといたしまして、これを自治庁の附属機関として置くこととなつておるのであります。このほか附属機関として、地方自治法の定めるところによりまして地方紛争調停委員会を置くことになつておきます。

次に、自治庁設置法の施行に伴う関係法律の整理をする必要があるものであります。その法律案が提出されております。この法律案は自治庁設置法案に関連いたしまして関係法律を整理せ

んとするものであります。各種の法律案を一括いたしまして、一本の整理案にまとめられておるのであります。従いまして、その内容につきましては、主として名称の変更等に伴う字句の整理等が大部分であります。公職選挙法及び最高裁判所裁判官国民審査法の改正につきまして申上げますれば、参議院全国選出議員の選挙の管理に関する事務は、これまで全国選挙管理委員会が所掌いたしておりましたのであります。これを廃止いたしまして、当該選挙事務を公正に執行するために、自治庁の附属機関として中央選挙管理委員会を設け、これに参議院全国選出議員の選挙の管理を所掌させることとなつておるのであります。なお中央選挙管理委員会の設置に伴いまして、従来の最高裁判所裁判官国民審査管理委員会を廃止いたして、最高裁判所裁判官の国民審査の管理事務をもこれに所掌せしむることとなつておきます。中央選挙管理委員会は、委員五人を以て組織し、委員は、国会議員以外の者で参議院議員の被選挙権を有する者のうちから、国会の議決による指名に基きまして内閣総理大臣が任命することとなつておるのであります。これがこの同案の提出の理由並びに内容の概略であります。

内閣委員会は委員会を開くこと二回、このほか地方行政委員会と連合委員会を開くこと二回であります。この阿法案について審議をいたしたのであります。その論議の中心となつたものを申上げますれば、第一は、総理府の外局である地方財政委員会を現行通り存置すべしという点であります。この点に關しましては地方行政委員会より強い要望が示されたのであります。

て、地方行政委員諸君からは、地方財政委員会を廃止して、これを自治庁に統合することは、地方自治の精神に反するものであつて、この点はまさに旧内務官僚の中央集権的体制への復活を意味するものではないか、或いはさうな点についての心配はないといったましても、地方財政委員会を設けて廃止しなければならぬ理由はどこにあるかという点でありました。これに対して、委員会制度そのものは、民主政治の運営という点では誠に結構であるけれども、併し多数の意見が反映されることを原則とする国会におきましては、地方財政委員会の意見をそのまま国会に反映させる効果は極めて薄いのである。のみならず、特に指摘すべき点は、従来の経緯に鑑みまして、地方自治庁長官が地方財政の担当國務大臣であるにもかかわらず、地方財政に関する強い権限を持たないために、真に大臣の責任において閣議の上に強力な発言をなし得ない点が欠点である。従つて地方財政に関する責任と権限を一元的に自治庁長官に持たせるならば、一層地方財政の確立に寄與し得るものと考へる。而して地方財政委員会を廃止して別に政府の諮問機関として地方財政審議会を設けることになつておる政府の原案は、地方財政委員会の持つ長所をとると共にその欠点を正し得るものであるという政府の説明でありました。第二点は、自治庁の附属機関である地方財政審議会の権限を強化せんとする点であります。これにつきましては、政府原案のごとく地方財政委員会が廃止せられた場合においても、地方財政の民主的運営を図るために、地方財政審議会の権限を原案

よりも強化することについて、特に慎重に考慮すべきものであるという意見が多数の委員諸君から述べられたのであります。この二点が主な点であります。

かようにいたしまして、討論の段階に入りまして、内閣委員の多数の委員からの御意見に基きまして、内閣委員長が作成いたしました修正案を先議いたしましたのであります。その修正案につきましては、ここに朗読を省略させていただきます。

併しその要点を申上げますと、第一には、原案の地方財政審議会の権限を強化すること、即ち諮問義務、それから諮問に対する答弁を尊重すること、それから審議会に勧告権を與えること、その勧告が出た場合においてはそれを尊重しなければならぬということ、その諮問に対する意見と勧告とはこれを公表すること、それが第一であります。第二は、地方財政審議会の委員の任命につきましては、全員が国会の承認を要することとしたこと。それから第三には、その委員はすべて非常勤とするという原案を改めまして、常勤とする。第四には、自治庁長官は地方財政審議会の勧告及び意見の内容を公表しなければならぬこと。第五には、原案の中央選挙管理委員会を中央選挙管理会と名称を改めること。第六には、この施行期日を、本年の七月一日となつておるのを八月一日に改めることとあります。

次に、自治庁設置法の施行に伴う関係法律の整理に関する法律に対する修正案の修正の点を申述べますれば、第一に、中央選挙管理委員は同一の政党その他の団体に属する者が二人以上にならないようにすること。第二には、原案の中央選挙管理委員を中央選挙管理会と名称を改めること。及び施行

期日を改めることとあります。この修正案につきましても、その内容の説明は省略させていただきます。

これに關しまして、反対論をいたしましては、成瀬委員から修正案を含むところの同案について反対意見が述べられたのであります。即ち、地方財政委員会の廃止は明らかに民主化の基盤であるところの地方自治に逆行するものであつて、これがために、例えば地方自治活動を可能ならしめる最大の財源である平衡交付金の公正なる配分も期せられなくなる点が挙げられたのであります。又、全国選挙管理委員会を廃止いたして、その所掌事務をば全国区選出参議院議員選挙に関する事務を除いて自治庁の所管に移すことは、昔の内務省の曾つて行なつた選挙干渉と同様の危険を再びここに現出する虞れがある。而して修正案は多少この点について改善も見受けられるけれども、これらの根本的改善がなされない限り、これらの根本的改善を含む同案には反対であるという意見が述べられたのであります。又、上條委員からも反対の意見が述べられたのであります。

それは、元來地方財政委員会設置は、国政民主化の確立を目的とする行政民主化を完全に否定するものである。もとより従来委員会制度の運用については遺憾の点がないでもなかつたのであるけれども、国民の民主主義的訓練がまだ十分にできていない我が国の現状に鑑み、又、行政委員会制度の活用に対して政府の熱意が必ずしも十分でなかつた点を併せ考へるならば、多少の困難があつても、これを存置すべきである。又、選挙は国政の根本を決定する事柄であつて、これを自治庁の所管に移すことは、あたかも旧

期日を改めることとあります。この修正案につきましても、その内容の説明は省略させていただきます。

期日を改めることとあります。この修正案につきましても、その内容の説明は省略させていただきます。

内務省の選挙干渉と同様な危険を惹き起す虞れなしとしない。全国選挙管理委員会の廃止がこのような弊害を生ずる危険のあることは何人も否定することができないのである。修正案は多少の改善はあるけれども、なお根本的の修正でないという趣旨を以て、修正案を含むところの原案には反対の意見が述べられたのであります。これに對しては、賛成意見は、中川委員から修正を含むところの原案につきまして述べられました。自治庁の設置は旧内務省の再現ではなくて、又、地方自治の育成を妨げるものでもない。政治責任の明確化という点において最も適切な改正である。又、全国選挙管理委員会の廃止も右と同様の趣旨によるものであつて、選挙の公正が害せられるという弊害は少しもないという意味を以て賛成の意見とせられたのであります。なお又、竹下委員からは、地方財政委員会を廃止して自治庁に統合することは民主化の進行であるという考え方は誤まつてゐる。元来、行政運営の根本は内閣の責任を明確にするにある。然るにこの点、戦後アメリカの指示によつて種々の制度的改革が行われた。併し多数の意見を反映するということが結構であり、行政委員会がそのような働きをしたことも否定し得ないが、内閣の責任の不明確という根本的欠陥はどうしても見逃すことができない。この点から政府原案は現行制度よりは優れたものである。又、全国選挙管理委員会の廃止についても、政治責任の明確化という同一趣旨によつて政府の原案に賛成する。ただ政府に對して希望する点は、政府の提案が一般に国民から民主化の逆転として憂えられているのであるが、この点は、政府が公正な立場を離れて政党政派に走る傾向にあることが憂えられているから

である。政府のなすことはすべて正しいと考える国民ばかりがいるわけではない。この点は政府は十分に反省して遺憾なきを期せられたらという要望を述べ、修正案を含む原案に對して賛成の意見が述べられたのであります。又栗栖委員からも簡単に賛成の意見が述べられたのであります。かくいふは、自治庁設置法案及び自治庁設置法の施行に伴う関係法律の整理に関する法律案を一括して採決いたしましたところ、修正案を含む同案は、多数を以て可決せられたのであります。即ち修正議決すべきものと決定いたしました次第であります。次に、郵政省設置法の一部を改正する法律案及び郵政省設置法の一部改正に伴う関係法令の整理に関する法律案について報告いたします。

同案の提出の理由につきましては、郵政省設置法の一部を改正する法律案は、電氣通信の業務を民間に移し、これを公社及び公社に任せ、従つて電氣通信に関する行政事務はこれを郵政省に統合するための改正案であります。その内容は、第一点は、電波監理委員会を廃止して、郵政省の内閣部局として電波監理局を、附屬機關として電波監理審議会等を置き、現在の電波監理委員会の所掌する事務を行うこととした点であります。第二点は、電氣通信省の業務が日本電信電話公社及び国際電信電話株式会社へ移行することに伴つて、大臣官房に電氣通信監理官を置いて、右の公社及び公社に對する監督並びに有線電氣通信の規律及び監督に関する事務等を行うこととしたのであります。次に、この設置法の改正に伴ひまして、関係法令を整理する必要がある

したので、その法律案が提出されておるのであります。その内容は、第一に、現行の電波監理委員会設置法はこれを廃止すること、第二は、郵政省に附屬機關として電波監理審議会が置かれることになつてゐるので、電波監理審議会の組織、所掌事務等を規定したためのであります。第三に、放送法その他の関係法令において電波監理委員会とあるのを郵政大臣に改める等、若干の当然の改正が加えられてゐるのであります。これが同法案の内容であります。内閣委員会は、委員会を二回、他に郵政委員会及び電氣通信委員会と連合委員会を三回開会いたしました。その審議の中心となつた点を申し上げます。それは、本案においては、現在総理府の外局として置かれてゐる電波監理委員会の廃止する点について論議が集中せられたのであります。即ち、政府は、先に電波監理委員会を設け、置いた当初におきましては、電波行政の公正を期する意味において、電波行政に密接な関係のある電氣通信省の管轄下に置くことは妥當でないから、これを電氣通信省から切り離して、電波監理委員会として、総理府の下に設置するといふ初めの説明であつたのであります。従ひまして、かような理由からして、委員側からは、如何なる理由に基いて電波監理委員会を今回廃止して、その所掌事務を郵政省に移管せんとするのであるか。電波監理委員会の過去の管理行政に何等しい欠陥があつたのであるか。たとえ行政委員会制度の整理は我が国の実情から見て適當なる措置といつても、電波監理委員会のごとき特殊な性格を有する委員会は、特に委員会制度として存置するのが適切

ではないかという質問が出たのであります。これに對して政府の答弁は、電波監理委員会廃止の根本理由は、行政責任の明確化、又行政の簡素化といふこの政府の根本方針に基くものであります。電波行政につきましても、その能率的且つ公正なる運営を図るためには、電波行政を大臣の下に直轄せしむることによつて行政責任を明確にする必要がある。而して若し電波監理行政をこれと極めて関連の深い電氣通信省の所轄に移すといふことであるならば、或いは電波行政の公正を害する虞れもなしとしないが、電氣通信省は今回公共企業体に改組されるのであります。従つて郵政省の管轄下にこれを移すことであるならば、さうな懸念は解消されるのであるといふ答弁でありました。討論の段階に入りまして、波多野委員から修正案が提出せられたのであります。又もう一つ、栗栖委員からも修正案が提出せられたのであります。この修正案は便宜期説を省略させて頂くのであります。要点を申し上げますれば、波多野委員の修正案は、郵政省設置法を改正いたしました。その中に電波監理委員会を設置しようという案であります。栗栖委員の修正案は、原案のごとく郵政省設置法の中に電波監理審議会を設置することはこれを認め、ただその電波監理審議会の権限を強化する点を主としたものであります。この両案につきましては、先づ波多野委員の修正案を議題といたしましたところ、中川委員から、波多野委員の修正案を含む原案に反對である。栗栖委員の修正案を含む原案に賛成であるという意見が述べられたのであります。その要旨は、電波監理委員会の廃止は民主政治に逆行するもので

ただ、ややもすれば昔の官僚行政に陥る弊害が生ずるから、この点は運用に当つて誤まりなきよう十分の努力をしておらう。最後に、補見委員から、要綱委員の修正案を含む両原案に反対であるが、波多野委員の修正案を含む両原案には賛成である。即ち、行政委員会制度は、制度それ自体には民主国家の行政のあり方として適切な面もあるから、政府はその育成に努力を拂うべきであつて、設置後間もなくこれを廃止する政府の態度は反省しなればならぬと思ふ。政治責任の明確化は確かに必要であるとしても、併し電波監理委員会の委員の任命権は政府が持つてゐるので、又委員の任命は国会の承認を要するといふ、極めて慎重な仕組となつてゐる。殊に電波監理委員会の所掌事務は、單なる技術的機能と異なつて、極めて重要な事務柄である。このような委員会を廃止することには余りにも輕率であるといふ意見が述べられたのであります。

かくて討論を終局いたしました。先ず波多野委員の修正案二件につきまして採決をいたしましたところ、可否同数となつたのであります。委員長は、国会法第五十條によりまして、これを採決しなければならぬのであります。これを否と決定いたしました。次いで要綱委員の修正案二件について採決いたしました。委員は同じくこれを可と決定いたしました。最後に、右要綱委員の修正案を除いた原案について採決いたしましたところ、可否同数でありましたので、委員長は、右要綱委員の修正案に從つて、この案を修正議決すべきものと決定いたしました次第であります。

この段階報告申し上げます。(拍手)

○議員(佐藤武蔵) 自治庁設置法案及び郵政省設置法案の一部を改正する法律案に對し成瀬治君から、自治庁設置法案に對し上條愛一君から、それぞれ討論の通告がござります。順次発言を許します。成瀬治君。

(成瀬治君登壇、拍手)

○成瀬治君 私は日本社会党第四控室を代表いたします。只今上程されております自治庁設置法案に對する修正案並びに修正部分を除く政府原案及び關係の一法案に對しまして反対をいたしますのであります。

修正案と政府原案とを比較検討いたしますときは、修正案の多大の発展と進歩を認めまして、修正に努力された内閣委員諸氏に對しましては深く敬意を表するものであります。我々の考へとは併し離れるところが多いのでござりますから、以下簡単に反対の理由を明らかにいたしたいと思ひます。

政府は提案に際しまして、これまで国政の民主化の基盤である地方自治の拡充強化と公職選挙の普及徹底については特に意を用いて来た。現在これらに關する事務は、地方自治庁、地方財政委員会及び全国選挙管理委員会においてそれ／＼所掌されてゐるが、これらの事務は相互に密接な關連を持ち、統一的に処理することが適當であるので、三機關を統合して自治庁を設置するといふのであります。これでは自治庁長官が地方自治体の財政権と選挙の指揮監督権を握つて政治責任を明らかにするのだという美名に隠れて、中央集権と地方の中央依存を企圖したものであつて、地方自治体の干渉、選挙干渉のみを事として来たときの會つての内務省の再出現であります。

地方自治確立のためには、次の三點が私は不可欠であると考へます。その第一は、シャッパ勧告によること

地方税制であり、第二は、神戸委員会の勧告による行政事務の再分配であり、第三は、地方財政委員会の取扱つてゐる平衡交付金制度であります。然るに政府は、行政事務の再分配につきましては、約一年前に勧告を受けているのであります。何らの施策を行つてゐるのではありません。何らの行政事務を複雑多岐にし、国民大衆に行政事務の負担をかける、迷惑のかけつ放しで、これが解決方としては何らの誠意と努力を示さないものであります。然るに、今回又ここに、地方財政の確立に大きな役割を果して来ましたところの地方財政委員会を廃止し、單なる財政審議会に置き換へることとは、地方財政に對して政府の発言力を強化して、地方は止むなく中央に依存しなくてはならない結果となりまして、これは地方自治の破壊であり、延いては我が国民民主化の芽はついでに、文字通り逆コースの道を辿ることになるのであります。我が国民民主化の基礎は地方自治の確立にあります。地方自治の健全な発展のために、地方財政委員会のごとく、国民の立場に立つと同時に、地方公共団体の立場を代表する民主的な機關によつて、国家公益と地方公共団体の自主性とに間に完全な調和を保持させて、而も地方公共団体相互間の円満な連絡調整を圖ることが必要であります。即ち、現在のごとき地方財政委員会は、これを恒久化すると共に拡大強化の必要こそあれ、これが廃止とは全く言語道斷と申すべきであり、逆コースであります。これが反対の第一の理由であります。

又政府は、行政委員会については審判的性質を有するもののみを存置して他は廃止すると言ひのであります。が、行政委員会は曾つての官僚独善政治に對して民主的にチェックをして行くために設けられたものでありまして、我が国民民主化のために必要な行政機關であります。政府は民主化が全く成れりとして行政委員会を廃止するものならば、それは早計であり、民主化の途上にある我が国としては、若千のロスはあつても、政府はこれを有威に努力すべきものと考へるべきであります。政府の企圖せるがごとき行政委員会の一面の廃止は、全く行政委員会の妙味ある制度としての機能と使命に對する認識不足と言わざるを得ないのであります。

次に、全国選挙管理委員会を廃止して、参議院の全国区選出の事務を中央選挙管理員に残し、他は自治庁の一つの部である選挙部へ持つて行つたこととあります。政府は如何に公平に事を処するかと百万遍繰り返したといひましたが、選挙については有形無形の干渉が行はれることは指すより明白なことであります。選挙の干渉が政治の腐敗墮落を生み、政治への不信を招来したことは、すでに経験済みのことであります。選挙が公平に行われたいとしたならば、それは独裁があとに残るのみでござります。政府は、国民大衆に形式的な選挙権と被選挙権を與へ、裏へ廻つて干渉を事とし、實質的な独裁政治を企圖してゐるのであります。吉田政府の反動性とそのファシズム性を端的に暴露したものであり、暴力と独裁を否定排除する私たちとしては、これが反対する第二の理由であります。

吉田首相は共産党が大嫌ひのやうであります。併しそのワンマン振りと、例へば全選挙廃止に表明されたやうな考へ方、即ち公明選挙はやめて選挙干渉によつて独裁を夢みるやり方は、大嫌ひな共産党のやり方と全くよく似ておる点をここに指摘したいのであります。(そんなことを言つちやいかなんよ)と呼ぶ者あり)

次に、郵政省關係の二法律案について、修正案並びに修正部分を除く政府原案に對して反対をいたすのであります。

電波は、軍事面から、又政治、經濟、文化面から見て、その利用度は非常に高度なものであります。元來電波は国民のものであつて、政府たる国民たるを問はず、十分に門戸が開かれて、公共の福祉のために自由に活用されて然るべきものであります。

NHKの独占から今日のごとく広く一般に民間放送が行はれるようになったことは当然のことであり、本来の姿を示してゐるものであります。戦争中におきましては、この電波がNHKの独占事業でありまして、これが軍閥と官僚の手に握られ、一方的な虚偽と、時の政権に都合のよいデマ宣伝に利用されて、何も知らない無學の国民大衆が踊らされた苦しい体験はもう十分であります。その再現ははまつびらでござります。政府は今回電波監理委員会を廃止してその権限を一手に握ろうとしてゐるのであります。朝鮮休戦會談の推移と、国内における飛行基地附近の防空演習に對する協力要請などを思い浮べますときに、政府は一体何を意圖してゐるか、全く無關係とは言へないのであります。又、最近テレビ許可に關しまして、NHK、読売等の官營と民間との争ひ、それと關連して面白からざる噂の飛んでおること、又事実であります。これと又無關係であると断定したわけにも参りません。又、年間二十億以上の利潤を得ておる国際電信を株式会社、僅ろで、利潤を得ておらなくては、利潤追

求をのみ事とする資本家に魅力のないところの国内電話は公共企業体として、電気通信監督を郵政省に置くというのであります。政府は一体何をやっておられるのか、又何をやろうとしておられるのか、これ又毅然としない点でございませう。又事業官庁たる郵政省へ行政をくつつけておくというところは、国家行政組織法上からも妥当ではないのであります。不適当であるのでございませう。これは要するに、今回の行政機構改革の不純さ、不徹底さ、その不明朗さを明示するものでございませう。以上が反対する理由でございませう。

以上を以てまして、自治庁、郵政省関係の四法案に對しまして、反対の討論を終るものでございませう。(拍手)
○議長(佐藤尚武君) 上院第一君、

「上院第一君登壇、拍手」

○上院第一君 只今議題となつております自治庁設置法案並びにその関係法案の改正に關する法案に對しまして、私は日本社会党第二控室を代表して反対を表明いたします。

本法案は委員長報告のごとく、従来の地方自治庁、地方財政委員会、全国選挙管理委員会を廃止して、これを統合所管せんとするものであります。政府は、今回の行政機構改革の方針の一環として、従来の各種行政委員会のうち、審判的以外のものはことごとくこれを廃止せんといたしてございませう。御承知のごとく行政委員会は、新憲法下民主国家として充足するに当りまして、戦前のごとき官僚主義、官僚民衆の弊を打破して、民主政治を実現するために、国民の総意を反映してその協力を得るために、各種の行政委員会が設置せられたのであります。併し、この行政委員会は、一つは日本国民のおお民主的自覚と訓練の足りない結果と、他の行政機構との連絡協力の

不十分であり、且つ政府又これら委員会の活用を万全を期し得なかつた結果、未だその成果を完全に発揮し得なかつたことは、私どももこれを認むるものであります。併しながら、かかる民主的機関の運用はかすに時日を以てせねばならぬことは当然と言わなければなりません。然るに政府は、僅か数年の経験を経て、漸くその民主的運営の緒につきつつある行政委員会を全廃せんとするがごときは、我が国政治に民意を反映せしめんとするの煩を避け、国民協力の途を閉ざし、旧憲法時代ののごとき官僚主義と官僚行政の強化に復帰せしめんとする意図なることは明白であります。政府はしばしばアメリカにおいて今日行政委員会は漸次廃止を見んとしつつあると弁明いたしてございませうが、米国は我が国とそれの事情を異にいたしてございまして、すでに民主政治が確立せられておるばかりでなく、多くの行政委員会が存して、長年に亘つてその活動が行われ、行政の民主化に貢献なしつつあるものであります。而もフーパー委員会の勧告に基いて廃止を見んとするものは、百余年の委員会のうちに十指を屈する委員会に過ぎないのであります。我が国においては行政委員会は僅か数年の歴史を有するのみでありまして、その功罪得失を断定するの時期には達しておりません。今日はこれを活用して行政の民主化に役立たしめねばならぬと信ずるのであります。これを地方財政委員会に見ます。第七国会における本多國務大臣の提案理由の説明にも次のごとく述べてございませう。「地方自治の確立強化は、我が国再建の基本施策として意を用いて来た。併し地方自治の現状は、数度の制度改革にもかかわらず、未だ十分な成果を挙げていない。殊に地方財政の困難とその自主性

の欠如は、現在の地方自治庁の機構では救い得ない。この故に新たに地方財政に關する地方団体の強力な利益擁護機関として、国、都道府県及び市町村相互間における財政の調整を図り、地方自治の本旨の実現を推進する機関として、地方財政委員会を設置することとした。従つて地方財政委員会は、政府内部に於て相当程度の独立権限を行使しつつ、地方財政自主権の確立を推進し、地方財政に對する一方的な国家意思の支配を排除すると共に、国家財政と地方財政及び地方公共団体の財政相互間の調整を図らうとするものである」と述べてございませう。然るに、かのごとき理由と必要を以て設立せられた自治庁設置法案は、僅か三年にして廃止せられまして、自治庁の財政、税務両部の所管とせられるのであります。而してその平衡交付金の配分、地方債の発行、その他、地方税の問題に關し、その自主性を失ひ、本多國務大臣の力説いたした地方財政に對する一方的な国家意思の支配を排除し得なくなつたのであります。勿論、自治庁に地方財政審議会が設けられまして、内閣委員会の修正によりまして、その権限は強められたのであります。これは飽くまで自治庁長官の諮問機関でありまして、従来の経験よりいたしまして多くを望み得ないのであります。現に、昨年度の知事選挙に際しまして、吉田内閣の前の一閣僚は、個州における自由党候補の応援演説に赴きまして、若し諸君が社会党の候補を知事に選ぶがごときことがあれば、将来平衡交付金等について中央政府の支援が得られず、県民の不利を招来するであらうと強調いたしてのるものであります。すでに地方財政委員会が存在いたしてございまして、平衡交付金その他、政府、與党の勢力扶植に悪

用せんとする意図を有してございませうので、これが廃止せられましては、曉においては、一層地方財政が政府並びに與党のために悪用せられる危険なしとしなかつたものであります。
又全国選挙管理委員会の廃止は更に重大であります。なぜならば、選挙は民主政治、議會政治の根幹であり、基盤であるのであります。選挙が民主的に公明正大に行われるか否かは、民主国家の盛衰の岐路と言わなければならぬのであります。従つて選挙管理は單に行政的事務であるばかりでなく、重要な國務であるのであります。それ故に選挙管理は、一党一派に偏し、若しくは政府官僚の管理にのみ任すべき性質のものではありません。この見地に立つて、戦前内務省が所管いたしてございまして、戦後内務省の廃止せられた機会に全国選挙管理委員会が設置せられ、選挙の民主的管理と公明正大な選挙の実現を期したのであります。然るに、今回の改正案を見ますと、全国選挙管理委員会の所管事務のうち、主要な部分は自治庁の選挙部の所管に移し、又全国選挙管理委員会の指揮監督下にあつた都道府県及び市町村の地方選挙管理委員は自治庁長官の指揮監督に移され、更に参議院全国区の選挙に關する事務のみは中央選挙管理委員会を設け、これに關する事務に限り都道府県の選挙管理委員会を指揮監督することとしたしてのるものであります。

以上の内容によりまして、私どもの反対せざるを得ない第一の理由は、今日まで全国選挙管理委員会が、選挙、投票、国民審査等の事務管理、資料の収集、制度の調査、指揮命令系統について総合的一貫性を有しておつたのであります。これを寸断分離して、或るものは自治庁の選挙部に、或るものは中央選挙管理委員会に、又指揮命令系統も、一般選挙は自治庁長官に、参議院全国区は中央選挙管理委員会に所属せしめて、複雑化するものであります。政府は、今回の行政機構改革の一目標は、事務の簡素化にありといたしてございませうが、かのごときは事務の簡素化にあらずして事務の複雑化であることは明白であります。
第二は、單に選挙の事務管理、指揮監督のみでなく、政治資金規正法等による政党その他政治団体の統制、国会議員の選挙執行に要する経費等の取扱等、選挙に關する重要な業務を自治庁並びに自治庁長官に帰属せしめるがごときは、旧憲法下における内務官僚の復活と言わねばならぬのであります。従つて、選挙は民意を代表せず、政治の腐敗を招来したことは、私どもの記憶に新たなところであるのであります。
最後に注意を要する点は、行政委員会及び各種外局の廃止を主張する政府の理由の一つは、責任政治の確立にあるとし、行政委員会や外局は、その責任の所在を不明確ならしめるものでありなから國家行政組織法によりまして、行政委員会や外局はいずれも總理大臣若しくは各省大臣の指揮監督下に置かれてございまして、若し現在責任政治の完遂が行われていないとするならば、それは機構の問題にあらずして運用上の怠慢であつて、政府の責任と言わなければならぬのであります。(拍手)
他の一つの理由は、行政の統一の運営に支障ありとされてございませうが、政治の根本は、單に官僚行政の強化にあらずして、政治は国民の総意を反映し、国民の利益と福祉を増進することに存

することは明らかであります。そのために、国の行政に、国民の生活に理解を有する民間の代表者をも参加せしめて、よく国民の希望を実現せしめて、従来の官僚独善の弊を打破せんとするものが行政委員会の任務と目的であるのであります。

曾つて労働省が新設せられました際に、時の労働大臣は、労働省は労働者に対するサービス省であつて、国民の公僕たらんとするものであると声明いたしました。国民の共感を博したのであります。併しながら今日の我が国の行政の実態は、国民に対するサービスを本位とし、国民の利便を忠実に擁護しつゝありとは、国民の何人も信じておらないところでありました。(拍手)

要するに今回の行政機構の改革は、単に機構の問題のみでなくして政治に対するイデオロギーの問題でありました。即ち民主政治への前進が官僚政治への復辟かの問題であると信ずるのであります。(その通りだ)と呼ぶ者もあり。吉田内閣による行政機構改革の全体を通観するに、民主的機関たる行政委員会等の外局等の改廃によつて戦後新憲法下に前進せんとする民主政治への道を阻み、保守反動性を暴露しつゝあることは、真に遺憾とするところであるのであります。(拍手)

なお、郵政省法案の一部改正に関する件につきましては、従来総理府外局でありました電波監理委員会を廃止いたしまして、郵政省の内局として電波監理審議会を設けるといふ案でありまして、私も、自治庁法案に御説明を申し上げましたごとく、総理府の行政委員会としてこれを存置するといふことを切望するものであります。併しながら郵政省のこれを電波監理委員会として存置するところまで譲歩せんとしたものであります。内閣委員

会におきましては遺憾ながらこの案が敗れまして、政府の原案である電波監理審議会を多少拡充強化するにとどまりましたこの修正案に對しまして、私も同様に反対せざるを得ないのであります。

以上私は簡単に理由を申述べましてこれらの法案に對する反対を表明する次第であります。(拍手)

○議長(佐藤尚武君) これにて討論の通告者の発言は全部終了いたしました。討論は終局したものと認めます。これより採決をいたします。

先ず自治庁設置法案、自治庁設置法の施行に伴う関係法律の整理に関する法律案、以上両案全部を問題に供します。委員長長の報告はいずれも修正議決報告でございます。委員長報告の通り修正議決することに賛成の諸君の起立を求めます。

○議長(佐藤尚武君) 過半数と認めます。よつて両案は委員会修正通り議決せられました。

○議長(佐藤尚武君) 次に、郵政省設置法の一部を改正する法律案、郵政省設置法の一部改正に伴う関係法令の整理に関する法律案、以上両案全部を問題に供します。委員長長の報告はいずれも修正議決報告でございます。委員長報告の通り修正議決することに賛成の諸君の起立を求めます。

○議長(佐藤尚武君) 過半数と認めます。よつて両案は委員会修正通り議決せられました。

○議長(佐藤尚武君) 日程第六、昭和二十七年七月二十二日、昭和二十七年七月二十三日、参議院會議第六十八号、例に関する法律案

先ず委員長長の報告を求めます。人事委員長カニエ邦彦君。

審査報告書

昭和二十七年七月二十二日、昭和二十七年七月二十三日、参議院會議第六十八号、例に関する法律案

多意見者署名

森崎 隆 紅露 みつ

三浦 辰雄 千葉 恒

池田宇右衛門

第一項中「同年十二月三十一日」を「昭和二十八年三月三十一日」に改め、同項の項番及び同項中「本則第二項」を削る。

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、昭和二十七年七月二十二日、昭和二十七年七月二十三日、参議院會議第六十八号、例に関する法律案

二、事件の利害得失

本法律案に定める特例により、前年度における退職者に支給された退職手当との均衡をはかる利益がある。

する退職手当の臨時措置に関する法律の特例に関する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三條により送付する。

昭和二十七年五月三十一日

参議院議長 佐藤尚武君 謹啓

昭和二十七年七月二十二日、昭和二十七年七月二十三日、参議院會議第六十八号、例に関する法律案

○カニエ邦彦君(壇上) 只今議題となりました昭和二十七年七月二十二日、昭和二十七年七月二十三日、参議院會議第六十八号、例に関する法律案

1

昭和二十七年七月二十二日、昭和二十七年七月二十三日、参議院會議第六十八号、例に関する法律案

2

昭和二十七年七月二十二日、昭和二十七年七月二十三日、参議院會議第六十八号、例に関する法律案

三、費用

本年度予算の範囲内で賄い得る。

政機構の改革等に伴う国家公務員等に対する退職手当の臨時措置に関する法律の特例に関する法律案

則第二項」と読み替へて、これらの項の規定により計算した額とする。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

○カニエ邦彦君(壇上) 只今議題となりました昭和二十七年七月二十二日、昭和二十七年七月二十三日、参議院會議第六十八号、例に関する法律案

先ず本案の提案理由について政府の説明するところによりますと、先般の行政整理に際し、昨年十一月より本年三月までの間に退職する職員に對しては、特に従来の場合の八割増の退職手当を支給する措置を講じたのであります。が、今回においても諸般の事情に鑑みて先般と同様の措置を講ずることが適當であるとして提出せられたものであります。その内容といたしましては、先ず今回の行政機構の改革に関連して、又は昭和二十七年七月二十二日、昭和二十七年七月二十三日、参議院會議第六十八号、例に関する法律案

要請により、本年の四月五日から十二月三十一日までの間に退職する職員に對しては、先般の行政整理の場合と同様に、従来の額の八割増の退職手当を支給することとし、次に第二点としては、昭和二十七年七月二十二日、昭和二十七年七月二十三日、参議院會議第六十八号、例に関する法律案

職員に對しては、先般の行政整理の場合と同様に、従来の額の八割増の退職手当を支給することとし、次に第二点としては、昭和二十七年七月二十二日、昭和二十七年七月二十三日、参議院會議第六十八号、例に関する法律案

